

アメリカ・P Cの海外手当

A P C 資 料

- (1) APC資料-1:アメリカ・PCの海外手当(本部回答)
- (2) APC資料-2:アメリカン・ピース・コー(APC)資料
MS221(1993/10/8)の部分訳
- (3) APC資料-3:アメリカ・PCの海外手当(1996年度)
- (4) APC資料-4:アメリカ・PCの海外手当(在外事務所回答)
- (5) APC資料-5:アメリカ・PCの海外手当一覧(1996年4月)
- (6) APC資料-6:アメリカ・PCの派遣状況(1994年末)
- (7) APC資料-7:ピース・コー紹介
- (8) APC資料-8:ピース・コー概要
- (9) APC資料-9:ピース・コー資料MS221(1987/4/15)訳

アメリカ・P Cの海外手当

生活手当に関し、各ボランティア機関の本部に次の内容の質問を実施した。

- ①新規派遣国の手当額設定の基本的考え及びその算定基準について。
- ②手当額改定の基本的考え、算定基準、改定方法、時期について。
- ③派遣期間中の国内での継続支給手当（積立金等）の有無、及びその目的と額について。
- ④隊員支援経費の支給、申請、査定について。

<回答のまとめ>

上記質問に対するピースコー（以下P Cとする）本部からの回答は次の通りである。

- ①新規派遣国の場合、ボランティアプログラム設定のためにまず職員が派遣される。職員の業務の一つとしてボランティアが必要とする物品査定のための市場調査がある。調査により、事務所長は最初の任地赴任時にボランティアに支給する1回のみ着後手当（Settling-in Allowance）とボランティアの質素な生活に使われる月額費用としての生活手当を設定します。事務所長が使用するさまざまな調査様式は資料として添付する（別添A～E）。
- ②事務所長は生活手当と着後手当がボランティアの適切な支援となっているか、毎年調査することが課せられている。事務所長は権限により手当を年間10%まで増加できる。10%以上の増加ではワシントンの地域局長（Regional Director）の承認が必要となる。最近3年間は生活手当と着後手当はドル建てで微小変化となっている。それは、現地通貨切り下げにより現地インフレがほとんどの場合相殺されているためである。各国の生活手当と着後手当はほとんどの場合、最近3年間で顕著な変化はない。
- ③P Cは各海外ボランティアのために月額200米ドルを確保している。この手当は再調整手当（readjustment Allowance）と呼ばれ、帰国ボランティアがP C活動から別の進路への支援として議会により承認されている。この手当はボランティア活動が終了しアメリカ社会での再調整支援として有効となる。場合により調整手当の残りを負債の支払いや、家族の手助けに使うことが認められている。
- ④海外ボランティア活動の支援のために議会によって充当された如何なる資金もP Cは提供しない。P Cはプロジェクト活動を支援するための資金を得る2つの方法でボランティアを支援している。一つは、P S R（Private Sector Relations）事務所がボランティア活動を支援する有効な少額資金（1,000\$ - 5,000\$）となる個人・財団による小プロジェクト基金を捜している。この基金は通常プロジェクト供給品、機材に使われる。もう一つは、P Cはボランティアが参加するプロジェクトの支援としてUSAIDと契約を結んでいる。USAID基金はボランティアと受入国カウンターパートの訓練に、また時にはプロジェクト供給品に当てられる。原則として、ボランティアはプロジェクト基金を受領、支払いすることはないが、時々基金の使用について報告を求められる。

以上が上記質問の回答であるがその他に以下の説明等がある。

*その他としてHCC (Host Country Contributions) があり内容は次のとおり。

受入国はPCと受入国のパートナーシップを補強する方法として国内のPCプログラム支援として寄付を提出している。ある国では顕著な寄付があり、その他の国では数年来寄付はない。

PCは2種類の寄付、現金と現物供与を数えている。PC海外プログラムが現金の寄付を受けるとアメリカ政府基金の相殺として受入国職員の給与かボランティア支援に使用される。

現物供与は通常ボランティアの住居あるいは交通手段であり、赴任地のプロジェクトかコミュニティより提供される。

PCはUS政府基金レポートと同様に受入国寄付の詳細を報告はしない。PC派遣の各国の受入国寄付は別添Fのとおり。

各地域の97年度HCCは次のとおり。

地域	金額 (千ドル)		年額/ボランティア
	現金	現物供与	
アフリカ	700.2	1483.4	\$1,000
アジア/大洋州	239.8	714.0	\$1,300
東欧/中央アジア	176.4	1806.6	\$1,500
中南米	36.3	608.3	\$ 400

別添A

SETTLING-IN ALLOWANCE VOLUNTEER SURVEY

- A. List items purchased with settling-in allowance and actual cost to you.

<u>ITEM</u>	<u>COST</u>
1. _____	_____
2. _____	_____
3. _____	_____
4. _____	_____
5. _____	_____
6. _____	_____
7. _____	_____
8. _____	_____
9. _____	_____
10. Other/misc.*	_____
Total	_____

- B. Period when items were purchased _____
- C. List items considered necessary but which could not be purchased because of insufficient funds.

<u>Item</u>	<u>Approximate Cost</u>
1. _____	_____
2. _____	_____
3. _____	_____
4. _____	_____
5. _____	_____
6. _____	_____

*Cost shown under "Other/misc." should not exceed 20% of the total.

別添B

ANALYSIS AND REQUEST FOR CHANGE IN SETTLING-IN ALLOWANCE

A. Cost Survey

Item	Volunteer Survey Median Cost			Independent Survey
	last survey	this survey	percent change	percent change
1.	_____	_____	_____	_____
2.	_____	_____	_____	_____
3.	_____	_____	_____	_____
4.	_____	_____	_____	_____
5.	_____	_____	_____	_____
6.	_____	_____	_____	_____
7.	_____	_____	_____	_____
8.	_____	_____	_____	_____
9.	_____	_____	_____	_____
10.	_____	_____	_____	_____
Other/misc.**	_____	_____	_____	_____
Total	_____	_____	_____	_____

* List all items commonly included and allowed in the settling-in allowance (e.g., bed, bicycle, water filtration system, stove, etc.)

** Should not exceed 20 percent of total.

B. Percent of Volunteers completing the survey _____%

C. Request

requested allowance _____
present allowance _____
difference _____

D. Justification/Explanation

別添C
 1/3

ANNUAL VOLUNTEER LIVING ALLOWANCE SURVEY

Instructions

Show all amounts in local currency. Prorate if you share expenses with someone else and explain under item 9.

1. Housing

Check one:

- a. Provided by host country
- b. Paid for by Volunteer

(1) Specify type of housing (e.g., 2-room apartment, 5-room house, room with local family)

monthly rent _____ type of housing _____

(2) Does rent include utilities?

Yes in item 2. below, list which ones (electricity, water, gas) are included in rent and approximate value per month.

2. Utilities

	Unit cost (kilowatt hour, 1000 gallons/water, etc.)	Approximate monthly cost to you
electricity	_____	_____
gas	_____	_____
water	_____	_____
Total	_____	_____

3. Food

List by type of food (e.g., rice, bread, chicken, vegetables, fruit, etc.) or meals eaten out.

Type	Price per 1 lb. or kilo	Approximate monthly cost
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
Other/misc. (Should not exceed 20 percent of total)	_____	_____
Total	_____	_____

別添C
2/3

4. Household Supplies (e.g., expendables such as soap and cleaning supplies, kerosene, towels, sheets)

Type	Approximate monthly cost
_____	_____
_____	_____
_____	_____
Other/misc. (Should not exceed 20 percent of total)	_____
Total	_____

5. Clothing

Items purchased in last six months, or since assignment to post if less than 6 months.

major items list (e.g., boots, suit of clothes)	cost
_____	_____
_____	_____
_____	_____
Total	_____
Average cost per month	_____

6. Recreation and entertainment (It would be helpful to know the items comprising the major portion of this category - not mandatory)

major expense item	approximate monthly cost
_____	_____
_____	_____
_____	_____
Other/misc.	_____
Total	_____

別添C
3/3

7. Transportation

Major items list

Approximate Monthly cost

gasoline
(cost per gallon/liter) _____

Other/misc. _____

Total _____

8. Reading material
books/magazines _____

Total _____

9. incidental expenses (postage,
stationary, toiletries, etc.) _____

(explain in space below if
this amount is greater than 5
percent of total shown below
in item 10)

10. Total of items 1 through 9 _____

11. Explanation/Comment _____

Name

Date

INDEPENDENT COST OF LIVING SURVEY:

<u>Item:</u>	<u>Cost This Survey</u>	<u>Percent Increase Since Last Survey</u>
1. Housing	_____ _____	
2. Utilities	_____ _____	
3. Food	_____ _____	
4. Household Supplies	_____ _____	
5. Clothing	_____ _____	
6. Recreational/Entertainment	_____ _____	
7. Transportation	_____ _____	
8. Reading Material	_____ _____	
9. Incidental	_____ _____	
Total	_____	_____

Date of this survey _____
Date of last survey _____

*These are the same items shown on the volunteer survey.
Only those items comprising major costs must be shown.

別添E
 1/2

ANALYSIS OF ANNUAL LIVING COSTS

VOLUNTEER SURVEY

Country _____ Site _____

Date(s) this Volunteer survey conducted _____

Date(s) last Volunteer survey conducted _____

Major Items Comprising Volunteer Costs:	<u>This Volunteer Survey</u>		<u>Last Volunteer Survey</u>	
	Median Cost**	Percent	Median Cost**	Percent
1. Housing (by type)				
type 1 _____	_____	_____	_____	_____
2 _____	_____	_____	_____	_____
3 _____	_____	_____	_____	_____
etc _____	_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____	_____
2. Utilities				
elec. _____	_____	_____	_____	_____
gas _____	_____	_____	_____	_____
water _____	_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____	_____
3. Food				
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____	_____
4. Household Supplies				
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____	_____
5. Clothing				
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____	_____

6. Recreation/Entertainment

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____

7. Transportation

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____

8. Reading Material

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____

9. Incidental Expenses

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
Subtotal	_____	_____	_____

Total	_____	100%	_____	100%
-------	-------	------	-------	------

Percent of Volunteers who completed the survey questionnaire _____%

Date analysis completed _____

Person completing the analysis _____

*Only those items comprising major costs must be shown. These are the same items shown on the volunteer survey (Attachment C).

**This represents the "mid-point" cost, i.e., one-half the Volunteers paid more and one-half paid less.

別添F(1/5)

平成8年10月作成
H C C 総額一覽 (1996年度)

(1) H C C : Host Country Contributions (受入国負担) 額は以下の表のとおり。

<アフリカ地域>

(単位:米ドル/年)

派 遣 国	現金総額	現物供与総額	合計
ベニン	13.5	0.0	13.5
ボツワナ	225.3	107.2	332.6
ブルキナ・ファッソ	0.0	42.2	42.2
カメルーン	0.0	55.0	55.0
カーボベルデ	0.0	65.1	65.1
中央アフリカ	0.0	0.0	0.0
チャド	0.0	0.0	0.0
コンゴ	9.9	9.9	19.9
コート・ディボアール	0.0	0.0	0.0
エリトリア	0.0	34.4	34.4
エチオピア	7.0	50.0	57.0
ガボン	210.7	0.0	210.7
ガンビア	3.5	0.0	3.5
ガーナ	4.8	0.0	4.8
ギニア	0.0	0.0	0.0
ギニア・ビサウ	0.0	0.5	0.5
ケニア	0.0	0.0	0.0
レソト	0.0	0.0	0.0
マダガスカル	0.0	28.4	28.4
マラウイ	170.0	173.6	343.7
マリ	0.0	79.2	79.2
モーリタニア	0.0	0.0	0.0
ナミビア	0.0	456.0	456.0
ニジェール	4.4	36.5	40.9

別添F(2/5)

<アフリカ地域>

(単位：米ドル/年)

派 遣 国	現金総額	現物供与総額	合計
セネガル	0.0	209.6	209.6
スワジランド	8.0	0.0	8.0
タンザニア	0.0	28.6	28.6
トーゴ	0.0	16.4	16.4
ウガンダ	19.9	67.7	87.6
ザンビア	0.0	16.1	16.1
ジンバブエ	22.7	6.4	29.1
アフリカ合計	700.2	1483.4	2183.6

別添下(3/5)

<アジア・大洋州地域>

(単位：米ドル/年)

派 遣 国	現金総額	現物供与総額	合計
中国	0.0	28.8	28.8
フィジー&ツバル	19.5	89.4	109.0
キリバス	0.0	40.8	40.8
ミクロネシア	13.0	125.1	138.1
モンゴル	0.0	39.2	39.2
ネパール	0.6	5.4	6.0
パプア・ニュー・ギニア	0.0	26.9	26.9
フィリピン	0.0	0.0	0.0
スリ・ランカ	7.4	0.2	7.6
ソロモン	0.0	80.6	80.6
タイ	199.1	4.0	203.1
トンガ	0.0	97.3	97.3
ヴァヌアツ	0.0	37.0	37.0
西サモア&クック諸島	0.0	138.8	138.8
アジア・大洋州合計	239.8	714.0	953.8

別添F(4/5)

<ECAM地域>

(単位：米ドル/年)

派遣国	現金総額	現物供与総額	合計
アルバニア	2.4	0.0	2.4
アルメニア	0.0	0.0	0.0
バルチクス	0.0	0.0	0.0
ブルガリア	0.0	217.0	217.0
チェコスロバキア	0.0	0.0	0.0
ハンガリー	101.1	0.0	101.1
カザフスタン	0.0	55.2	55.2
キルギスタン	0.0	39.6	39.6
モルドバ	0.0	0.0	0.0
モロッコ	66.9	59.5	126.4
モスクワ	0.0	64.8	64.8
ポーランド	5.9	713.9	719.8
スロバキア	0.0	336.0	336.0
チュニジア	0.0	0.0	0.0
トルクメニスタン	0.0	229.8	229.8
ルーマニア	0.0	29.3	29.3
ウクライナ	0.0	0.0	0.0
ウズベキスタン	0.0	0.0	0.0
ウラジオストック	0.0	60.7	60.7
ジョルダン	0.0	0.0	0.0
ECAM合計	176.4	1806.0	1982.4

*ECAM：ヨーロッパ/中央アジア/地中海沿岸

別添F(5/5)

<中南米地域>

(単位：米ドル/年)

派遣国	現金総額	現物供与総額	合計
ベリーズ	0.0	163.7	163.7
ボリヴィア	0.0	29.9	29.9
チリ	3.9	0.0	3.9
コスタ・リカ	0.0	0.0	0.0
ドミニカ共和国	0.0	18.7	18.7
東カリブ海	24.8	37.7	62.5
エクアドル	0.0	62.0	62.0
エル・サルヴァドル	0.0	0.0	0.0
グアテマラ	0.0	41.7	41.7
ギアナ	0.0	0.0	0.0
ハイチ	0.0	1.6	1.6
ホンデュラス	0.0	124.4	124.0
ジャマイカ	0.0	89.2	89.2
ニカラグア	0.0	0.0	0.0
パナマ	0.0	20.6	20.6
パラグアイ	0.0	0.0	0.0
スリナム	7.5	0.0	7.5
ウルグアイ	0.0	18.5	18.5
中南米合計	36.3	608.3	644.7

アメリカン・ピース・コー (APC) 資料MS221 (1993/10/8) の部分訳

4. ボランティアの生活費支給額

4.1 方針

ピース・コー規約第5章に準拠し、ピース・コー(Peace Corps)ボランティアは、海外にて彼等が効果的且つ安全に奉仕するという任務を遂行できるようにすることを目的とした生活手当の支給を受ける権利が与えられている。ピース・コーの理念の骨子は、発展及び共に学ぶことは、人々が共に暮らしそして働くことによって最も効果的に達成される、と言うものであり、ボランティアは自らの健康や安全を危険に晒すようなことのない方法にて、彼等が奉仕する相手である人々の水準で質素に暮らすことが重要となる。結果、その支給水準というのは国により、あるいは場合により同一国内にあっても異なることとなる。この方針によって、各国の在外事務所長には支給額を決定する権限と指針が与えられている。

例外的な状況、例えば猛烈なインフレーション等の場合には、地域局長 (Regional Director) は財源の裏付けを条件として、生活手当支給額決定のための調査に基づかずに生活手当支給額の緊急的引上げを許可することができる。生活手当支給額調査が、かかる緊急的増額実施後30日以内に実施されることを要する。

ボランティアへ支給される生活手当の一部は連邦所得税の課税対象となる。

4.2 生活手当支給額の内訳

以下の項目はボランティアの生活手当支給額を算定する上での指針となる。これらは絶対的な遵守を求めるものではないが、大多数のボランティアにとって適切な支出であることは肝に銘じて置くことが必要。

4.2.1 住居

ボランティアの住居は、現地の条件及び人々が使用している住居とかけ離れたものであってはならない。実行可能で経済的な場合には、受入国側と住居についての取決めが模索され、樹立されることを要する。しばしば、受入国の政府機関は、諸種の受入国の行政プログラムを支援する任務に就くボランティアに対して住居または住居費を提供している。そのような場合にあっては、生活手当の支給額は、これに対応して減額修正される。

4.2.2 光熱費

必要な光熱費等をまかなうために生活手当が定期的に支給される。

4.2.3 家事手伝い費

ボランティアには「自力実行」が求められますが、家事手伝いが現地の習慣であり、また必要な場合には当該国在外事務所長は、かかる手伝い費用を生活手当として追加することができる。

4.2.4 家庭雑貨費

生活手当は、石鹼、ケロシン燃料等の消費項目、及びシーツやタオル等の消耗品の買い替え費用を含むべきものとする。

4.2.5 被服費

生活手当は、消耗あるいは気候条件による通常の衣料品の買い替えの費用を含むべきものとする。

4.2.6 食料費

生活手当は、栄養の摂取及び現地で入手可能な食料に最大限依存し様々な食事をまかなうのに十分な額であるべきものとする。

4.2.7 リクレーション及び娯楽費

生活手当は、ボランティアが常識的な価格の現地のリクレーション及び娯楽施設を利用できるような額であるべきものとする。

4.2.8 交通費

受入国機関は、旅行が任務上必要なボランティアに対し、かかる旅費を支給することがある。通勤のための交通費、医科診療及び歯科診療のための交通費、及び必要な場合には自転車その他の交通手段のメンテナンス費用、はボランティアに支給される生活手当に含まれるべきものとする。

4.2.9 書籍費

生活手当は、ボランティアが文庫本、雑誌、新聞等を購入できるような額であるべきものとする。

4.2.10 雑費

生活手当の算定には、郵便料金、文房具、石鹼・歯磨き等の費用が含まれるべ

きもとする。

4.3. 支給手続き

4.3.1. ボランティアの諸種の費用の支給

ボランティアへの諸種の給付金は通常受入国の通貨で支払われ、これらの額を米ドルに換算した額がワシントンのピース・コー本部に報告される。いかなる現地での給付金の変更も現地の物価水準の変動に対応してのものであるべきであり、米ドルとの為替レートに対応するべきものではない。猛烈なインフレーション等の例外的な状況に於いては、地域局長 (Regional Director) は財務最高責任者により与えられた指針に基づいて例外的措置をすることができ、かかる例外的措置を継続するために、状況を120日毎に見直すことを要する。

生活費の支給額は月次で算出され、支払われる。この方針の例外的措置は、地域局長 (Regional Director) の事前の承認を以ってのみ行うことができる。在外事務所長及び職員は、ピース・コー規約に規定される生活手当の支給目的に適合させるために、生活手当支給額を少なくとも年1回は見直すことが求められる。

4.3.2. 生活費の記録

在外事務所長はボランティアに支給した各種手当の総額を特定するために、給付記録の管理責任がある。この記録は3年度に渡り保管されるものとする。

4.3.3. 生活費調査

以下に示す調査が、生活手当給付額の変更を正当なものとするために使用される。

4.3.3.1. 生活費調査

生活費調査の目的は、ボランティアの健康を維持し効果的に任務を遂行するために彼等が必要とする商品及びサービスについての最も適当なレベルを在外事務所長が決定するときの補助にある。少なくとも年1回、在外事務所長は、専用の書式を使用して、生活費調査を行う。ボランティアの生活支出を構成する主要項目及び各項目の現在の市場物価 (マーケット・バスケット) を明らかにするものである。追跡調査は、各マーケット・バスケット項目の価格変動を追跡するためにのみ必要とされる。在外事務所長は、マーケット・バスケットの要素を検証するために、必要に応じて包括的なマーケット・バスケット調査を繰り返

し実施することができる。

4.3.3.2. 独立調査

在外事務所長が生活費調査精度の検証を補助するために、在外事務所長及び職員は個別調査を実施するものとする。独立調査は、ピース・コー職員、受入国の代表、または利用可能な受入国の統計資料による価格調査を基にしており、ボランティアによる調査の主要費目をカバーすべきものとする。独立調査は、主要費目の物価の抜き取り調査により実施することもできるが、物価傾向について十分包括的な検証となるものとする。

4.3.4. 増額

在外事務所長は、1年度当たり10%を限度として増額を承認することができる。1年度当たり10%を超える増額は地域局長(Regional Director)の承認が必要。すべての増額は、ボランティア調査の回答のパーセントを示す年間生活コスト分析と生活コスト独立調査に裏付けられなければならない。増額は、季節要因及びその他の一時的影響を除外した後、ボランティア調査及び独立調査の結果に示される物価上昇率を基礎とする。ボランティアの生活費調査のみを基礎とする増額は承認されない。

4.3.4.1. 発効日

増額は在外事務所長または地域局長(Regional Director)の承認をもって有効とする。しかし、在外事務所長はボランティア調査の完了から増額の発効までの期間を填補するために溯及しての支給を許可することができる。

4.3.4.2. 臨時増額

在外事務所長は、受入国の通貨切り下げ、あるいは急激なインフレーション等の状況に起因する現地通貨購買力の急速な低下、その結果としてボランティアの健康及び安全の阻害となる緊急事態にて、地域局長(Regional Director)への通知の後、90日間を限度として生活手当給付額の臨時増額を承認することができる。上昇コストの独立検証を含む、かかる増額の正当性の検証はできる限り速やかに地域局長(Regional Director)に提出されるものとする。但し、増額の発行日より30日以内に提出とする。地域局長(Regional Director)の承認が得られた場合には、提案された増額率にて、あるいは地域局長(Regional Director)の承認した提案より低い増額率にて、恒常的な増額となる。

注： 臨時増額の増額分が地域局長(Regional Director)に承認されない場合、

ボランティアに及ぼす不利益を回避するために、臨時増額の額が資料/証拠にて立証されるようにすることは在外事務所長の責務である。

4.3.5. ボランティアの給付金の部分的支給

任務の開始月及び終了月の手当はボランティアが任務に就いている日数に対してのみ給付されるとする最終的チェックが承認される前に調整されねばならないボランティアに対する支払(COS)です。任期满了前の終了が事前に分かっている場合には、最終生活手当給付の計算は任務の最終日までをカバーし調整されるべきものとする。日付が事前に特定できない場合には、終了通知には支払超過の旨が記載されること。

4.3.6. 超過支給

任国内でのボランティアへの諸種手当超過支給分については、可能な場合、ボランティアから直接回収することとする。在外事務所長の承認を得て、超過支給分は、ボランティアから国際郵便で回収担当官宛てに送付することができる。この場合、回収担当官は領収証を発行する。

ボランティアからの直接支払が不可能な場合には、ボランティアの復帰費用から差し引くことで回収することができる。債務不存在及び資産会計責任についてピース・コー・ボランティアの証明書を得、事前にボランティアの承認を得て置かなければならない。署名された書式は海外に於いてファイルに保管して置くこと。終了連絡にて、任国内の手当支給超過を差し引く旨の OPBF/F/VSPS 指令を発信する。

ボランティアが、治療の為に離脱し任国外に居る場合には、医療機関はボランティアが書式に署名し、OPBF/F/VSPC が情報を得ることができるようになるものとする。

回収は、通知が手当再調整口座を閉じる前に受領された場合には、VSPS が当該機関を代理して行う。回収が給付と同一年度内に為された場合には、VSPS によって回収された任国内の給付金の支給超過は当該機関の一般会計に戻される。

ボランティアからの回収、あるいは再調整給付金からの回収が不可能であった場合の回収は、MS777「請求書発送及び回収手続き、債務及び請求」に規定される請求手続きによって続行されます。

4.3.7. 医療上の理由で待避しているボランティアへの生活手当の支給

医療上の理由で待避しているが、45日以内に任務へ復帰する予定のボランティアは、任地の生活手当給付金は継続受領となる。手当は、ボランティアが不在の期間は減額することができるが、ボランティアが復帰後に使用可能とするために、家賃及び電気ガス水道等の料金は保障されねばならない。

ボランティア再調整手当

ピース・コーは海外で活動する各ボランティアに月額200\$を毎月積み立てている。この手当は再調整手当(Readjustment Allowance)と呼ばれ、ピース・コー活動から別の方向へ進む帰国ボランティアを支援するために、議会のより認められている。この手当はボランティアの活動が完了した後、ボランティアにアメリカ社会への復帰の手助けとして有効となる。場合によりボランティアが再調整手当の一部を負債の支払、あるいは困難な家族への手助けとして使うことが容認されることがある。

以上

アメリカ・PCの海外手当(1996年度)

- (1) 下表の手当は1996年度(1995/10/31~1996/9/30)とする。
 手当は現地通貨で支払われるが表上はドル表示とする。国により高インフレがあるが、価格切り下げによりインフレが相殺されている。そのため1994年~1996年にかけて手当額の増加は見かけ上2%を越えていない。
- (2) 着後手当は1回のみで、新任地でのボランティア立ち上げの支援となる。
- (3) 生活手当は毎月支払われる。ボランティアが住居費の支払いを要求される所では生活手当の中に住居手当が含まれる。
- (4) PCV(ピースコーボランティア)供給品と医療品はボランティアに与える手当ではない。
 ボランティアプロジェクト支援とボランティアの医療処置に使われる医療品の購入のために、派遣先レベルで予算化されている。

(単位:米ドル)

派遣国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医療品
全派遣国平均	331	257	130	457

<アフリカ地域>

(単位:米ドル)

派遣国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医療品
ベニン	209	215	537	350
ボツワナ	218	229	425	593
ブルキナ・ファッソ	400	242	513	1,718
カメルーン	231	283	289	612
カーボベルデ	475	317	99	1,045
中央アフリカ	270	325	111	535
チャド	260	229	474	750
コモロ	405	455	0	0
コンゴ	500	206	125	530
コート・ディボアール	310	250	266	268
エリトリア	500	120	128	1,336
エチオピア	600	184	280	1,668
ガボン	460	331	64	325
ガーナ	188	161	88	634
ギニア	600	181	0	381
ギニア・ビサウ	550	293	503	678
ケニア	302	203	68	404

<アフリカ地域>

派遣国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医療品
レソト	258	239	75	159
マダガスカル	500	135	93	465
マラウイ	200	132	212	406
マリ	299	243	223	619
モーリタニア	163	217	171	474
ナミビア	349	233	103	518
ニジェール	253	228	255	539
サントメ	500	203	267	425
セネガル	320	236	200	543
スワジランド	180	270	115	563
タンザニア	350	195	290	300
ガンビア	250	196	197	525
トーゴ	188	232	298	1,094
ウガンダ	475	176	13	540
ザンビア	563	278	356	496
ジンバブエ	570	187	162	521
アフリカ平均	360	231	212	606

<アジア・大洋州地域>

派 遣 国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医 療 品
中国	150	100	34	775
フィジー	257	290	94	307
キリバス	255	225	108	375
マーシャル諸島	200	465	360	647
ミクロネシア	0	375	10	432
モンゴル	475	158	140	915
ネパール	365	150	92	420
バブア・ニュー・ギニア	260	238	0	877
フィリピン	176	203	50	700
スリ・ランカ	350	107	11	495
ソロモン	157	199	2	631
タイ	280	255	44	290
トンガ	385	248	25	173
ヴァヌアツ	400	500	73	750
西サモア	204	360	82	350
アジア・大洋州平均	261	258	75	542

<ECAM地域>

派 遣 国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医 療 品
アルバニア	335	305	80	571
アルメニア	150	134	832	640
バルチクス	200	245	29	201
チェコスロバキア	250	281	3	93
ハンガリー	205	153	19	300
カザフスタン	200	155	24	408
キルギスタン	100	96	139	366
モルドバ	82	99	0	428
モロッコ	355	350	65	192
モスクワ	600	335	24	311
ポーランド	154	112	103	209
サラトフ	600	335	24	311
スロバキア	155	221	40	298
チュニジア	400	277	114	305
トルクメニスタン	150	80	40	353
ルーマニア	152	199	214	598
ウクライナ	200	198	214	598
ウズベキスタン	150	153	0	580
ウラジオストック	275	434	98	531
ECAM平均	248	219	109	384

*ECAM:ヨーロッパ/中央アジア/地中海沿岸

<中南米地域>

派遣国	着後手当	生活手当/月	PCV供与品	医療品
ベリーズ	600	412	0	521
ボリヴィア	400	240	139	516
チリ	500	665	0	266
コスタ・リカ	200	240	22	245
ドミニカ共和国	550	261	4	387
東カリブ海	400	575	86	346
エクアドル	575	210	59	386
エル・サルヴァドル	400	220	76	550
グアテマラ	279	232	19	401
ギアナ	500	250	68	566
ハイチ	550	490	351	566
ホンデュラス	200	189	90	137
ジャマイカ	250	390	8	265
ニカラグア	500	324	0	245
パナマ	300	300	0	205
パラグアイ	214	261	15	240
スリナム	500	295	112	550
ウルグアイ	760	610	25	177
中南米平均	426	642	60	365

アメリカ・PCの海外手当
(在外事務所回答)

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
②見直しの頻度と増減額の幅について。
③住居手当に関する現状の考え方について。
④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
中国	<p>①1993年にPC中国が始まり、必要額として生活手当650元(約78米ドル)を設定した。ボランティアが参加して以来、生活手当は増加した。生活手当の調整は適宜に行われ、この調整はPC中国事務所にて決定された。</p> <p>②毎年1回生活手当の調査を行っている。増減幅はボランティアによる調査結果にて設定される。もし年10%以上の変化であれば、PCワシントンからの許可を取らなければならない。</p> <p>③住居手当を支給したことも受けたこともない。つまり受入機関(四川省教育委員会)が適切な住居を提供する責任がある。</p> <p>④薬品は医務官によって必要と認められた時に供与される。関係機材は教育供与物として提供される。水タンク、自転車、ヘルメット、蚊帳、ヒーターがボランティアに利用される。</p>	<p>生活手当: 84.7\$('94) 98.8\$('95) 100.0\$('96)</p> <p>受入機関より住居提供。</p>
モル	<p>①最低必要生活品—主に食料—による。ボランティアの地方公務員カウンターパートに払われる給与額に近いこと。</p> <p>②見直しは通常年1回のボランティアによる市場調査にて行われる。</p> <p>③受入国が提供する。</p> <p>④医薬品、医療処方の全てがPCより提供される。</p>	<p>生活手当: 147\$('94) 133\$('95) 158\$('96)</p>
フィリ	<p>①年1回の市場調査。</p> <p>②市場調査の結果による。</p> <p>③住居手当は支給しない。PC活動を始める時に与えられる1回のみの手当である着後手当(Settling-In Allowance: p4,500=US171.72\$)が提供される手当である。</p> <p>④必要あるいは要求される医薬品、医療キット(ビタミン剤、救急処置品、アラレン、ファンシダール、MIFキット)</p>	<p>生活手当: 198\$('94) 198\$('95) 198\$('96)</p> <p>DECSが教育キット提供、p500給食加</p>
タイ	<p>①生活手当支給額は直接的には任地でボランティアの実施する調査に基づき、事務所に実施される調査により検証される。年1回、ボランティアは生活に要する月額費用データを収集することを要請される。PCバンコク事務所は、このデータを収集し経費の標準偏差及び中央値に基づき調整が必要か否かを決定する。増減率が10%を超える場合には本部の承認が必要となる。</p> <p>②生活手当支給額は通常年1回見直されます。しかし、急激な経済変動または常態を逸脱した状況では調査はより頻繁に、即ち半期毎または四半期毎に実施される。タイではこれまでのところ年1回の調査で妥当であった。通常平均増減率は10%を超えることはない。</p> <p>③住居費はDTECの規定する標準レートがタイ政府より支給される。PCは住居費として特に支給はしていない。</p> <p>④ボランティアの医療費は全額補填している。全ての医療用品、即ち医療キット、医薬品、メガネ等は提供されるか、その支出額を補填している。追加にて、ボランティアにマウンテンバイクを支給している。</p> <p>*その他の手当 掃任手当: 1994年~1996年 US600\$ 旅行手当: 1996年 バンコク US600\$、その他 US450\$ (1994, 1995 年は無し)</p>	<p>生活手当: 269\$('94) 269\$('95) 255\$('96)</p> <p>住居手当: 99-139\$('94) 99-139\$('95) 137-178\$('96) (バツとその他に分ける)</p>

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
モロッコ	<p>①生活手当の増額はボランティアの毎年の調査を基礎とする。増額を考慮するには支出調査の返答で60%以上の要求を要する。ここでは6%の増加が行われ、より高い増額はワシントン本部の承認が必要。</p> <p>②増額の検討は会計年度に1回である。調査結果により手当は増額あるいはそうとはならない。この11月、この3年間で初めての効果的増額への変更があるだろう。</p> <p>③ほとんどの場合、PCモロッコのボランティアは自分の住居費を支払っている。数ケースのボランティアは政府提供の住居に住んでいて、医療、薬剤に関連している。他の国では全住居は政府が提供している。モロッコではプログラムへの政府による寄付基金がある。</p> <p>④PCモロッコ医務官にて必要と思われる全ての医療処方は払戻しする。教師ボランティアは教育消耗品用に年間300DH (US35\$) の追加手当を受ける。モロッコ内の公的旅費は払戻しするが、その他全ての経費は生活手当に含まれている。</p> <p>*PCモロッコでは住居手当は生活手当に含まれる。住居手当は生活手当の29%として計算される。</p>	<p>生活手当:</p> <p>N.A. ('94)</p> <p>N.A. ('95)</p> <p>465\$ ('96)</p> <p>(大都市)</p> <p>中都市:</p> <p>447\$ ('96)</p> <p>小都市</p> <p>383\$ ('96)</p> <p>その他:</p> <p>319\$ ('96)</p>
ポツナ	<p>①海外で効果的、安全に活動できるように生活手当を受ける権利がある。開発と相互学習は人々が一緒に生活、働くことで最も効果的に達成されるというPC理念の一貫性により、ボランティアが健康で安全に活動し一般民衆のような質素な生活をする事が重要である。生活手当は現地の生活と価格が基本にされなければならない。結果として、国により中間であったり、それ以下となるであろう。</p> <p>以上の理念により以下の項目が生活手当の設定ガイドラインとなる。</p> <p>・住居、・設備、・国内手助け、・家庭用品、・衣類、・食料、・レクリエーション、・娯楽、・交通費、・雑誌類、・その他経費</p> <p>毎年、在外事務所長は調査用の形式を用いて生活手当調査を施行しなければならない。在外事務所長は会計年度内で10%を超える手当の増額を行えない。越える場合は地域局長の承認が必要。</p> <p>②調査は毎年行われ、手当が変わるかも知れないし、必要ないかもしれない。在外事務所長は緊急な場合、例えば、急激なインフレ、購買力の定価、顕著な貨幣切り下げ、その他にて一時的な増額(90日を越えない)は認められている。</p> <p>③ポツナでは受入国側が全住居を提供。</p> <p>④PCより以下のものが提供されている。</p> <p>・着後手当(一回のみ)、・医療すべて、・設備手当(月額)、・休暇手当(25\$/月)</p> <p>・再調整手当(250\$/月、終了時に支払い)</p>	<p>生活手当:</p> <p>N.A. ('94)</p> <p>297\$ ('95)</p> <p>229\$ ('96)</p>
フィジー	<p>①ボランティアが同僚と同一の現地水準で生活できるように、毎年生活費用調査を実施。</p> <p>②幅は年間10%。</p> <p>③受入国が住居費を提供。ボランティア1人当たり、月額200BIRR(US32\$)が住居費、光熱費、家具及び現場外交通費として支給される。</p> <p>④医療キット、蚊帳、浄水フィルター、業務関連消耗品、着後手当、業務あるいは医療上の旅費、自転車、語学受講費用、など。</p>	<p>生活手当:</p> <p>N.A. ('94)</p> <p>158\$ ('95)</p> <p>184\$ ('96)</p>
ガーナ	<p>①ガーナ政府の予算改定時に実施。予算改定が食料、燃料ほかの物価上昇に影響するため、これに対応する。</p> <p>②毎年、任地の物価調査を実施し、調査結果をAPC本部に送付、検討される。</p> <p>手当は年平均4.5%程度増加。</p> <p>③住居費は原則、支給しない。APCの最低基準を満たす住居を相手国政府が提供。配属先がこれを準備できない場合のみ、必要に応じて対応。</p> <p>④自転車(ヘルメット)、蚊帳、濾過器、水タンク、医薬品、医療セットがあり必要に応じて追加支給。また看護婦が2名おり緊急移送可能。</p> <p>*生活手当の追加として毎月US24\$を休暇手当として支給。</p>	<p>生活手当:</p> <p>96\$ ('94)</p> <p>127\$ ('95)</p> <p>地方:184\$ ('96)</p> <p>都市:207\$ ('96)</p> <p>(7クワクワ)</p> <p>(US1\$=¢1,500)</p>
コート・ダイボール	<p>①生活費の調査は毎年実施され、ボランティアの手当が調整される。これは各国それぞれの方針による。</p> <p>②調査結果によるであろう。調査により必要であれば5~25%の幅となる。</p> <p>③受入政府が住居を提供する。</p> <p>④全ての医療の面倒はAPCの事務所より提供する。</p> <p>*生活手当の内訳(月額198\$)</p> <p>◎住居費: 0\$、◎設備費: 0\$、◎食費: 76.4\$(38.6%)、◎家庭用品: 18.1\$(9.1%)、◎家政婦: 15.5\$(7.8%)、◎衣類: 13.2\$(6.7%)、◎余暇活動: 27.6\$(13.9%)、◎交通費: 15.5\$(7.8%)、◎購読費: 6.5\$(3.3%)、◎その他: 25.2\$(12.7%)、</p> <p>*その他の手当</p> <p>◎帰国手当: 月額24\$、◎語学経費: 月額8\$</p>	<p>生活手当:</p> <p>152\$ ('94)</p> <p>198\$ ('95)</p> <p>198\$ ('96)</p> <p>住居手当:</p> <p>194\$ ('94)</p> <p>232\$ ('95)</p> <p>232\$ ('96)</p> <p>その他経費(左欄参照)を含んだ月額手当は、</p> <p>230\$ ('96)</p>

(APC)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
ケニア	<p>①口座に毎月預金する。 ②頻度は年1回。1995年は0%、1996年は約10%の幅。 ③教育ボランティアとその他の30%のボランティアに受入国が住居を提供している。APCが賃賃料を払っている。 ④医薬品、赴任時に着後手当として11,000KSHS (US200\$) を支給している。</p>	<p>生活手当： 255\$ ('94) 253\$ ('95) 203\$ ('96) (1US\$=55KSHS) 住居手当： 55\$ ('94) 53\$ ('95) N.A. ('96)</p>
マラウイ	<p>①生活手当調査を1年に1回あるいは必要時に行う。 ②必要な場合は25%。 ③受入国が住居を提供している。PCマラウイは4人のボランティアに対して住居を提供している。 ④救急キット、着後手当 (Settling Allowance) として2,000mK (約132US\$) を1回支給する (食器類、寝具、等の購入のために)。 *住居手当の支給はない。</p>	<p>生活手当： 59\$ ('94) 143\$ ('95) 177\$ ('96) (1US\$=15.2mK)</p>
ニジェール	回答なし	
セネガル	<p>①生活手当支給額の見直し調査は毎年全ボランティアによって実施されている。調査は以下の項目を含んでいる。 ——設備、家事手伝い、食料、余暇活動、家庭用品、交通費、医療、書物、雑費 ②年1回。平均増加額は6~7%。 ③現地政府から住居の提供が得られない場合はPCが提供する。約半数のボランティアは政府または村が提供しており、PCは残りの半数に対して住居を提供している。 ④全ての医療費はPCが負担。任期完了を条件として、復帰手当を任期1月当たりUS200\$でボランティアに支給される。自転車またはバイクの貸与。着後手当として150,000CFA (US290\$) を支給。</p>	<p>生活手当： 約287\$ ('94) 316\$ ('95) 316\$ ('96) ('95は9%増加) 住居手当US58\$</p>
カンガリア	回答なし	
ザンビア	<p>①ボランティアは最低年1回あるいは現地通貨価値の損失が短期間に生じる場合に、地上購買価格調査することを求められる。80%のボランティアの回答の中間値が上昇した場合、ボランティアの生活手当額の改定を要求する。改定にはワシントンのPC本部の承認を必要とする。 ②1995年には生活手当額は約15%増額した。現在のところ定期的な増額計画はない。必要が生じた状況に応じて実施している。 ③通常、住居の提供は受入側が負担する。極限られた場合(4件以下)に、PCが負担することもある。この場合、PCが住居を借り家主にチェックで支払うか、ボランティアの生活手当に加算している。ボランティアは台所用品その他の購入経費としてK400,000 (US323\$)の着後手当が1回支給される。 ④医療サポート、蚊帳、上水装置を提供し、ボランティアの支出した安全対策費を払い戻している。ボランティアは状況に応じて南アフリカ、エジプト、アメリカに移送され治療を受けることができる。</p>	<p>生活手当： N.A. ('94) 228\$ ('95) 278\$ ('96)</p>
ツバワ	<p>①生活手当決定過程説明として別添のPCマニュアル、セクション221、Hを参照方。 ②生活手当調査に呼応して1年に1回調整している。増加%は次のとおり。 1994年：14%、1995年：28%、1996年：10%。 15%以上の増加はPCワシントンの承認が必要。 ③地方のボランティアは通常、受入機関が住居を提供。都市のボランティアはPCにより1居室住居を提供される。 ④PCより各ボランティアに医療、健康用品が提供される。新ボランティアには家具、家財等購入のための着後手当として243,500 (約US410\$) が支給される。</p>	<p>生活手当： 147\$ ('94) 178\$ ('95) 165\$ ('96) 相手国負担 47\$ ('94) 60\$ ('95) N.A. ('96) 住居手当なし</p>
コスタリカ	回答待ち	

派遣国	回 答	支給額(US\$/10)
ドミニカ共和国	<p>①生活手当調査を毎年実施している。その結果に基づき支給額を変更すべきか否かをPC事務所長が決定する。生活手当を増額することは予算の増加になりドミニカPCは増額を実施する前にワシントンの本部からの資金的裏付けを得ている。</p> <p>②調査は毎年実施されるが、高インフレが進行している場合は、更に頻りに調査を実施する。各調査の結果として、必ずしも調整が実施されるとは限らず、必要と認められ、かつ可能である場合に随時実施される。</p> <p>③住居は生活費の一部としてカバーされている。</p> <p>④ボランティアに対し、投薬、健康維持に付随する移送を含む総合的な医療及び歯科診療を提供している。また、当国で実施される着任前の3カ月の訓練のための往復旅費、及び様々な訓練行事(そのための交通費を含む)を提供する。ドミニカPCは受入機関が資材及び業務に付随する輸送・移動を含むプロジェクトに関する全ての費用を負担するものと考えている。その他のあらゆる出賃はボランティアに支給される生活費によってカバーされる。</p>	<p>生活手当： N.A.('94) N.A.('95) 262\$('96)</p>
クワドル	<p>①生活手当調査、市場調査、国の物価指数を送付する。</p> <p>②四半期毎あるいは必要時に見直しを行う。増額は調査結果と予算による。通常現地通過で10～15%幅。平均ドル換算値はここ2年同じ。現地通過の上昇によりドル価格は何とか安定している。</p> <p>③住居手当は生活手当に含まれている。受入側が住居を提供する場合は、内部規定にて住居費は生活手当から引かれる。場合により床、屋根の費用を補助している。</p> <p>④PCは完全な医療サポートを提供している。非常食は提供しないが、プログラムマネージャーの承認、医療目的で任地を離れる時はいつでも交通費、宿泊費(20,000\$=US7\$)、食費(20,000\$=US7\$)を払戻す。</p>	<p>生活手当： 192\$('94) 210\$('95) 210\$('96)</p>
IA・サカガダル	<p>①半年に1度ボランティアが調査回答を行う。その結果により生活手当は増加する。</p> <p>②頻度は半年に1回。</p> <p>③各ボランティアが貸料を支払う(100%)。</p> <p>④現地事務所が各ボランティアが到着後に医薬品(キット)を供与し、使い果たす毎に再支給する。 *赴任後の着後手当として63,480(US400\$)支給あり。 *休暇手当として毎月US40\$が積み立てられ休暇旅行する際にボランティアに支給される(合計US576\$)。</p>	<p>生活手当： 200\$('94) 220\$('95) 220\$('96)</p>
グアテマラ	<p>住居手当は生活手当に含まれる。現地通貨払い。</p>	<p>生活手当： 181/226\$('94) 190/238\$('95) 200/250\$('96)</p>
ホンデュラス	<p>①PC規約によりボランティアは生存を維持し、健康を確保し、任務を効果的に遂行できるようにする目的で生活費、旅費、休暇費用等が支給される。ボランティアは海外で効果的且つ安全に任務遂行できるように生活費の支給資格が与えられる。発展及び共に学ぶことは人々が共に暮らし働くことによってこそ最も効果的に達成されるというPCの理念に従い、健康や安全を損ねない範囲内でボランティアが奉仕する人々の生活レベルで質素に生活することが求められる。生活手当支給額は現地の生活水準及び価格に基づく。ホンデュラスでは赴任に際し、コミュニティに直ちに溶け込むことを促すため、そして本来の任務に専念できるように必要な家財用品、必需品、衣料品、設備品を購入するために最大限の資金援助が与えられる。この資金援助はボランティアが現地で入手可能な物品を購入し本当に必要なものだけに限定する。再度他の任地に赴任する再には在外事務所長が必要と判断すれば追加給付金が支給されることがある。ホンデュラスPCの生活手当支給額はPCマニュアル第221条に規定される給付金規定に基づき設定されている。生活手当には以下の費目が含まれている： 住居費、設備費(電気ガス水道)、食費、家事手伝い費、家庭用品費、被服費、レクリエーション及び娯楽費、書籍費、予備費(郵便料金、文房具、歯磨き石鹸等) 生活手当は現地通貨のペソで支給される。手当の見直しは米ドルとの為替変動ではなく現地物価水準の変動に基づいている。</p> <p>②生活価格の見直しと生活手当調査は最低年1回あるいは必要な時に実施している。急激なインフレの際には在外事務所長は年間10%を越えない範囲にて追加的増額を決定することができる。10%を越える増額は地域局長の承認が必要。増額は生活費調査の分析により裏付けられることが必要。また増額は独自調査及びホンデュラス中央銀行のインフレ率情報にも基づいている。</p> <p>③生活手当を支給しているが①の回答に示したように同手当にはボランティアの住居手当その他の費用が含まれている。まれに、受入側期間が当該ボランティアに対し、住居費ではなく住居を提供することがある。現在のところ1件だけある。</p>	<p>生活手当： 189\$('96)</p> <p>その他の手当として、 休暇手当：288\$ (年1回) 任期終了手当： 5,400\$ (社会復帰用の資金として国内積み立て)</p>

派遣国	回 答	支給額 (US\$/M)
ボリビア	④個人とプロジェクト支援としてボランティアに以下の支払を負担している： - 医療診療、医学分析、歯科診療、入院及び投薬 - プロジェクト遂行のための事務用品及びオーディオ・ビジュアル用消耗品等の業務関連機材。 - 自転車、馬、オーディオ・ビジュアル用機材等の業務関連機材。 - 医療または職務に関連した理由による、あるいは研修及びセミナーのための旅費及び旅行中の手当。 - 担当ディレクターと医務官による指導。	
ブラジル	①生活費実態調査は年1回実施。調査結果、生活費についての政府発表数値を基に、財務担当部門が必要性と支払い能力を勘案し生活費支給額の見直しを行う。生活手当て支給額は通常、現地事務所からニューヨークへ要求がだされる。 ②見直しは通常年1回実施される。減額見直しは実際のところまずない。むしろ、増額される方が多い。増額は必要と支払い能力により制限される。過去には強いドルにより増額調整が容易に行うことができた。 ③受入側が住居を提供するように図っている。PCはこの点に関し、余り厳密には行っていない。受入側のタイプ、支払い能力の問題もあり、PCはそのような支援を受ける機会を余り得ることができない。 ④ボランティア1名当たりケロシンコンロ、ウォーターコンテナ、自転車（提供台数は限られている）は業務の必要に応じて提供可能な場合に限り1回。	生活手当： 251\$ ('94) 285\$ ('95) 390\$ ('96) 住居手当： 66\$ ('94) 75\$ ('95) 118\$ ('96) 受入側の負担はない
ニカラガ	①生活手当を含む全般の実質額調査が現地レベルでボランティアと事務方の両方で行われる。 ②大きなインフレが受入国を打撃する場合を除き、1年に1回の頻度としている。 ③住居手当、食事、必需品を含む生活手当を提供している。受入国は如何なる手当も提供しない。また、業務上事務所に来る場合に発生する移動経費を支払っている。故郷から受入国までの航空経費を提供している。 ④医療治療、場合によりその他の処置、歯の治療、メガネ等。頻度はボランティアの必要による。また、立ち上げにて必要物品（例えばベッド、テーブル等）を購入するための「着後手当」を1回支給する。	生活手当： 379\$ ('94) 343\$ ('95) 295\$ ('96) 現地通貨額はC\$2,400で3年間変わらず。
パナマ	①生活手当は毎年ボランティアとの一般調査により計算される。パナマ人教師の最低収入を基礎とする。 ②年1回見直しされるが、6年間は増加していない。 ③PCはボランティアに住居手当は支給していない。受入国はこの手の手当は支給していない。ある地方事務所ではボランティアの宿泊の手伝いぐらいである。 ④医薬品が必要な時以外、生活支援の物品は提供していない。時々必要な時にボートやバイクを与えている。	生活手当： 342\$ ('94) 342\$ ('95) 342\$ ('96)
パラグアイ	①ピース・コー海外マニュアルには「ボランティアは海外で効果的に、安全に勤めるための生活手当が与えられている。現地平均生活と価格を基準として・・・一般民衆に奉仕する簡素な生活をするのが重要である」とある。PCパラグアイでは都市、町、平原と3つの生活手当を設定している。 ②生活手当の見直しは生活価格とインフレの変動から必要とされ年1回行っている。もしインフレが年10%とするとボランティアの生活手当増加は10%となる。 ③ボランティアは住居手当を含む生活手当を支給される。ボランティアは自分の住居を探さなくてはならないし、家族と一緒に住むことを選ぶかも知れない。またボランティアは家族と一緒に住む住居の賃貸料を交渉する。 ④ボランティアはPCの医療スタッフ（医者1人、看護婦1人）より必要な薬と、医療処置を受ける。予防接種と年1回の健康診断は義務であり無料で行われる。	生活手当： 都市：267\$ ('94) 都市：284\$ ('95) 都市：261\$ ('96) 町：235\$ ('94) 町：265\$ ('95) 町：N.A. ('96) 平原：204\$ ('94) 平原：217\$ ('95) 平原：N.A. ('96)
セントルシア	①共通価格、地方政府の支給額、EC\$-US\$ 変動幅を基本としている。 ②アフリカ、アジア、中南米その他の地域による。また現地通貨と米ドルの変動による。セントルシアでは現地通貨は5年以上1US\$=2.68820EC\$で固定されている。見直しの頻度は1年に1回か2年毎に行われる。またセントルシアでの平均増加幅は約年2.3%となっている。 ③住居手当は生活手当に含まれている。 ④救急セット、施設を2年に1回。	生活手当： 550\$ ('94) 580\$ ('95) 575\$ ('96)

派遣国	回	答	支給額(US\$/M)
フィジー		①回答なし ②年1回。幅10%。 ③PCが全額負担。 ④医薬品。業務関連用品として、一人当たり年FJ25\$(US18\$)。	生活手当： 253\$('94) 263-307\$('95) 263-307\$('96)
トンガ		①生活価格の調査を年1回実施している。 ②年次調査の結果による。 ③受入国が住居を提供する。 ④PCは医療面の管理をボランティアに行っている。	生活手当： N.A. ('94) 248\$('95) 248\$('96)
ソロモン諸島		①PCの生活手当支給額は基本的な食事及び雑費をカバーする用に設定されている。生活費支給額は、毎年実施される「生活費用」調査に基づいて設定されている(添付コピーの通り)。その水準は受入国の同様または同等の者の一般的な所得と同じ。 ②PCの生活手当支給額は毎年見直しされ、生活手当調査は毎年5月または6月に実施される。PC現地事務所には支給額を10%の範囲内で増額(または減額)する権限がある。10%を越す場合はワシントンのPC本部の承認が必要。 ③ソロモン諸島においてPCボランティアを受入れるための必要条件は、受入国の機関(教育省、自治省、地方自治体、コミュニティ、NGO、学校等)が住居及び設備を提供することとしている。現地方式の住居(住と葉で葺いた住居)は可としている。ソロモン諸島では住居費は100%カバーされている。 ④PCは、「一時休暇費用」をボランティア1人当たり年間US12\$/日×24日分支給している。「現地費用」のことを「調整費用」と称しておりボランティア1人につき月額US200\$。PC事務所に医師を配置しており、投薬及び医療業務は無料。更に医科及び歯科検診を毎年実施している。	生活手当： 188\$('94) 199\$('95) 206\$('96) 住居は受入側負担
ミクロネシア		①生活手当額についての年次調査を実施している。この調査で全ボランティアから次の内容について報告がある：受入側の支払い光熱費、食費、交通費、衣類、余暇活動、書籍費及び雑費についての1カ月当りの平均支出額。職員は市場調査にて特定生活用品の物価とこれまでの各年の物価との比較を行っている。ボランティアの回答と平均物価上昇率とを比較し結果がまとめられる。 ②生活手当額及び市場調査は基本的に年1回の頻度で分析される。最近実施した変更は1995年から1996年の時で、パラウの生活手当がUS12\$/日からUS13\$/日に増額した。FSMの生活手当はUS12\$/日のままとした。 ③全ボランティアは受入側家族と共に生活している。各州(とパラオ)は受入側家族へ費用を提供している。つけ加えると、ボランティアには生活手当を食費として住居手当を補うことが推奨されている。(あるいは受入側家族のために食物を購入するために) ④PCはスタッフとして医務官がおり、必要とされる全ての医療行為、及び医薬品は無償で提供されている。更に公務(治療、訓練等)のための旅費その他はPCより支給される。 *住居手当 1994年：50\$(都市) 1995,1996年：360\$(都市) 50\$(スラ) 360\$(スラ) 390\$(他の島) 住居費はPCと受入側は同額負担としている。	生活手当： 360\$('94) 360\$('95) 390\$('96) 実際は日額で支給： 12\$/日 ('94) 12\$/日 ('95) 13\$/日 ('96) 生活手当の受入側負担は無い。
グアタマラ		①月額生活費用を調べるために毎年生活費用調査が実施されている。調査により生活費の個々の支出項目、例えば食料費、余暇、読書、交通費、家庭用品費等、についてボランティアからのレポートに基づき中間値を割り出している。調査報告データに基づき生活手当支給額が増額される。生活費支給額はデータでは減額となる場合でも減額されることは決していない。 ②生活価格に大幅な変化が感知された場合、随時ボランティアの出費を代表する特定項目について市場調査が実施される。個々の支出項目は比重の変化に応じて調整される。この調査は価格上昇を反映している。年次調査は実際の出費を示している。 ③受入国が住居を提供。PCグアタマラは必要な場合のみ設備について助成金を支給。 ④PCグアタマラの医務官が処置、投薬、医療行為に必要な移送及び収容を行う。	生活手当： 456\$('94) 464\$('95) 500\$('96)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
ブルガリア	<p>①基本的に見直しは現地事務所にて実施される。各ボランティアが基本食料、交通費、医療等その他の出費項目の価格について毎月調査表に記入している。ボランティアはこの他に、食料、医療、業務関連、余暇等、支出したあらゆる物のリストを作成しており、これによりPC事務所がボランティアの必要事項及び出費の全体像を把握することができる。</p> <p>②基本的には見直しは四半期毎または毎年実施されることになっているが、厳しい経済事情により最近では毎月実施している。</p> <p>③教師、または地方自治体で活動しているボランティアのためにブルガリアは必要家具を備えた住居を無料で提供している。これは全ボランティアの70%をカバーしている。電話代を除く水光熱費、その他の設備費はPCが全額負担している。ビジネスコンサルタント、NGOで活動しているボランティアには家賃及び電気ガス水道等の設備費はPCが負担している。家賃はUS50\$ ~US250\$まで幅がある(平均約US140\$)。</p> <p>④生活支援として提供されているものは主として医療です。全員カバーしているわけではないがPC事務所のリストに基づき、ソフィアの事務所に駐在する医師により医療診療及び支援が提供されている。また、月額US24\$ が知人との交際及びブルガリア、近隣諸国への旅行等のために自由に使用できるものとして提供されている。</p> <p>*その他の手当：夜間活動のタクシー代実費(申請事項)、公用時の旅費、隊員による学習会等出席に係る交通費・ホテル代(実費)。</p> <p>*隊員はPC事務所の支援経費よりもUSAIDやオープンソサイアティー、ICUプログラム等のプロジェクトを利用している。</p> <p>*英語教師は活動当初にUS1,500\$程度の経費を教材購入等に充てる。</p>	<p>100\$ ('94) 110\$ ('95) 108\$ ('96)</p>
ハンガリー	<p>①事務所ではボランティアのために生活手当調査を行っている。手当調整に対する反応は少なくとも70%を要求している。</p> <p>②頻度は少なくとも年1回は実施している。平均15%の増加。</p> <p>③全受入機関(学校、NGO、その他)がボランティアの状況を提供する。</p> <p>④PCはボランティアのためにフルタイム医務官を雇用している。</p>	<p>114\$ ('94) 180\$ ('95) 153\$ ('96)</p>

アメリカ・P Cの海外手当(1996年4月)

*生活手当(Living allowance:住居手当を含む)

(単位:米ドル/月)

派 遣 国	支 給 額	派 遣 国	支 給 額
ベニン	215	レソト	239
ボツワナ	229	マダガスカル	100
ブルキナ・ファッソ	242	マラウイ	150
中央アフリカ	325	マリ	243
カメルーン	283	モーリタニア	217
カーボベルデ	317	ナミビア	233
チャド	240	ニジェール	228
コート・ディボアール	250	サントメ	203
コンゴ	206	セネガル	236
エリトリア	120	南アフリカ	250
エチオピア	184	スワジランド	270
ガボン	331	タンザニア	195
ガンビア	196	トーゴ	232
ガーナ	161	ウガンダ	176
ギニアビサオ	293	ザンビア	278
ギニア(コナクリ)	181	ジンバブエ	165
ケニア	203		
		アフリカ平均	224
中華人民共和国	100	フィリピン	203
フィジー	290	ソロモン諸島	199
キリバス	225	スリ・ランカ	107
ミクロネシア	375	タイ	255
モンゴル	158	トンガ	248
ネパール	150	ヴァヌアツ	500
パプア・ニュー・ギニア	238	西サモア	360
		アジア・パシフィック平均	243
アルバニア	302	ポーランド	121
アルメニア	141	ルーマニア	197
バルチック3国	249	ロシア(モスクワ)	345
ブルガリア	134	ロシア(ウラジスク)	434
チェコ共和国	255	スロヴァキア	220

ハンガリー	72	チュニジア	279
カザフスタン	150	トルクメニスタン	63
キルギスタン	90	ウクライナ	193
モルドバ	101	ウズベキスタン	149
モロッコ	362		
		ECAM平均	184
ペリーズ	412	ギアナ	350
ポリヴィア	240	ハイチ	490
チリ	665	ホンデュラス	189
コスタ・リカ	240	ジャマイカ	390
ドミニカ共和国	262	ニカラグア	324
エクアドル (首都)	575	パナマ	300
エクアドル	210	パラグアイ	261
エル・サルバドル	220	スリナム	295
グアテマラ	232	ウルグアイ	610
東カリブ海	575	中南米平均	348

* ECAM : ヨーロッパ / 中央アジア / 地中海沿岸

米国APCの派遣状況
(1994年末)

(単位:人)

派遣国	派遣人数	派遣国	派遣人数
ベニン	71	レソト	110
ボツワナ	100	マダガスカル	14
ブルンジ	25	マラウイ	103
中央アフリカ	48	マリ	139
カメルーン	145	モーリタニア	66
カーボベルデ	20	ナミビア	67
チャド	39	ニジェール	114
コート・ディボアール	50	サントメ	14
コンゴ	28	セネガル	112
コモロ	27	セイシェル	10
ルワンダ	10	シエラレオネ	25
ガボン	109	スワジランド	73
ガンビア	51	タンザニア	53
ガーナ	95	トーゴ	80
ギニアビサオ	32	ウガンダ	22
ギニア	68	ザンビア	10
ケニア	170	ジンバブエ	43
		アフリカ合計	2,161
中華人民共和国	16	フィリピン	38
クック諸島	10	マーシャル諸島	26
フィジー	88	ソロモン諸島	44
キリバス	24	スリ・ランカ	57
ミクロネシア	55	タイ	147
モンゴル	47	トンガ	39
ネパール	123	ヴァヌアツ	11
バブア・ニュー・ギニア	95	西サモア	41
		ツバル	3
		アジア・パシフィック合計	864

APC資料-6
(単位:人)

派遣国	派遣人数	派遣国	派遣人数
アルバニア	36	ポーランド	197
アルメニア	54	ルーマニア	51
バルチック3国	87	ロシア(サラトフ)	73
ブルガリア	43	ロシア(ウラジミール)	75
チェコ&スロヴァキア	72	マルタ	3
ハンガリー	109	チュニジア	75
カザフスタン	54	トルクメニスタン	24
キルギスタン	24	ウクライナ	111
モルドバ	24	ウズベキスタン	68
モロッコ	99	イエメン	67
		ECAM合計	1,343
アルゼンティン	38	グアテマラ	198
ベリーズ	47	ギアナ	350
ボリヴィア	92	ホンデュラス	213
チリ	48	ジャマイカ	124
コスタ・リカ	139	ニカラグア	35
ドミニカ共和国	150	パナマ	53
東カリブ海	113	パラグアイ	180
エクアドル	190	スリナム	
エル・サルバドル	24	ウルグアイ	49
		中南米平均	1,693

* ECAM: ヨーロッパ/中央アジア/地中海沿岸

* 総計: 6,061名派遣

* アフリカ地域合計: 35カ国/2,161名

* アジア・パシフィック地域合計: 17カ国/864名

* ECAM地域合計: 22カ国/1,343名

* 中南米地域合計: 16カ国/1,693名

<ピース・コー紹介> (1996年国際ボランティア会議レポートより抜粋)

住所 : 1990 K Street N.W. Washington, D.C. 20526

電話 : (202)606-3970 or (800)424-8580

FAX : (202)606-4458

Email : <http://www.peacecorps.gov>

派遣国 : 94カ国

ボランティアの主要プログラム範囲 : 教育、環境、保険衛生、商業、農業。

<背景データ>

* 主要財源 : アメリカ政府

* 機関種類 : 政府機関

* 派遣開始 : 1961年

* ボランティア派遣人数 : 6,586人 (1996年4月現在)

* ボランティア述べ派遣数 : 140,000人

* 平均活動期間 : 2年

<ボランティア状況>

性別 : 男性 : 46% 女性 : 54%

既婚・未婚 : 既婚 : 8% 未婚 : 92%

学歴 : 大卒 : 97% 修士レベル : 16%

<ピース・コー概要> (1996年国際ボランティア会議レポートより抜粋)

1961年にジョン・F・ケネディ大統領が公共奉仕における大胆な試みとしてピース・コーを設立した。この新しい組織は公共奉仕に従事することでアメリカにまったく新しい道を開き、そこからアメリカと世界にもたらす新しい意味での利益を得るであろう。ピース・コーのビジョンは草の根レベルでの生活と活動を行い開発途上国の人々の技術と才能をリードするような2年間のボランティアとしてアメリカ人が奉仕することを前提としている。ピース・コーボランティアとして奉仕することでアメリカ国民は実際に基本的かつ積極的な形として世界に貢献できるとも考えられる。同時にピース・コーボランティアは彼らが奉仕したコミュニティから学び取ったものと他国とその文化を深く理解しアメリカに持ち帰って来てくれるであろう。

この組織ができてから35年が過ぎ、140,000人以上のアメリカ人が120以上の国にピース・コーボランティアとして奉仕してきた。

開発途上国への支援としてピース・コーの人と人との働きかけは今や他の開発機関やNGO機関の成功モデルとなっている。ボランティアは派遣国で人間関係を築き、現地語を話し、他の開発労働者が居ないコミュニティで生活し、草の根レベルでの革新を推進している。

ピース・コーの価値はそれが指し示す理想と手に触れることができるほど実態的な印象との両方に根づいている。ピース・コーボランティアは寛大な理想主義で進んできたが他を支援する方向へ確実に進んでいる。その過程でピース・コーは海外と故国で草の根レベルで民衆の生活に重要な貢献をしている。

ピース・コーが設立された時、その任務と到達点は国際友好と平和を育成し、世界の貧しい国々への開発を促し、アメリカと開発途上国の民衆との間に強い絆を作ることであった。このビジョンと簡潔さにより、この任務はアメリカとピース・コーに良く奉仕し、今日の政府機関のガイドとして存続している。

<資料補足説明>

アメリカン・ピース・コー資料MS 2 2 1(1987年4月15日)の翻訳。資料は古いが基本的考え方には大きな変化は無いので参考として掲載する。数字データは別の新しい資料を参考願いたい

主題	ボランティア手当
日付	1987年4月15日
章	NS 221
担当部局	N/FH
更新につき下記を破棄	NS 221、1983年7月18日、1984年7月17日

1. 目的

本章では、ボランティアの生活費および着後手当の決定と支給のガイドラインを示し、あわせて、ボランティアが米国および第三国への旅行時に受ける手当についても述べる。各種手当に現在認められている具体的な金額は添付書Jに記した。旅費については本書および添付書Jに参照として掲げた章で詳しく述べている。本章ではボランティアの住居の警備および子供の保育、教育手当の認可の方針についても述べる。

注：支度金と生活費の妥当性に関するボランティアの苦情を処理し手続を定めるのはカントリーディレクターの仕事である。ボランティアの苦情は、本章に記述した生活費設定の方針と手続に従ったかどうかという問題に限定させるべきである。ボランティアは苦情手続に従って地域のレジヨナルディレクターに訴えることができ、そのディレクターが最終決定を行う。

2. 定義

2.1 日割手当(dairysi allowance)。

任国以外の活動場所に到着後の食費、宿泊、雑費に充当するためにボランティアに支給される手当。

2.2. 生活費 (Living allowance)。

任国滞在中の生活を支えるためにボランティアに支給される手当。(4.1.を参照)

2.3. 着後手当 (Settling-in allowance)。

新たに派遣されたボランティアに最初に必要な物資をそろえるために支給される手当。(3.1.を参照)

2.4. 旅行 (途中) 手当 (Travel (En Route) allowance)。

任国外に旅行中 (つまり、ボランティアが移動中) の臨時費用に充当するためのボランティア手当。

3 着後手当

3.1. 方針。平和部隊法第5(b)条の規定によると、ボランティアには、効果的に任務を果たせるだけの健康と能力を維持し、保障するのに必要な生活、旅行、休暇の諸手当を支給しなければならない。

ボランティアはその国内に初めて赴任すると、共同体に直ちに参加し、自由に身の回りを処理できるようにするため、必要な住宅、生活手段、衣料、設備を購入するという最高の任務を与えられる。現地で入手できる品物を購入し、買い物を本当の必需品のみに制限するのも仕事のうちである。追加手当はボランティアが別の活動地に新たに赴任するとき、カントリーディレクターが正当と考える場合に認められる。

3.2. 手続。

3.2.1. 着後手当の額。国のカントリーディレクターは支度金を少なくとも年に一度再検討して、着後手当の意図が平和部隊法の規定と合致しているかどうか判定する。着後手当の再検討と支給額設定の基準とするのは、「着後手当ボランティア調査」(添付書A)およびカントリーディレクターと職員による「着後手当変更の分析と請求」(添付書B)である。

3.2.1.1. ボランティア調査。ボランティア調査の目的は、一番最近の物価と、着後手当で通常購入できる品目を判定することである。ボランティアは就任後

3ヶ月以内に調査用紙（添付書A）の記入を行う。

3.2.1.2. 増額。カンントリーディレクターは、会計年度1年につき10%以下の増額を認可できる。会計年度1年につき10%を上回る増額はレジヨナルディレクターの承認を得なければならない。増額は必ず「着後手当の変更の分析と請求」（添付書B）の裏付けがなければならない。この書類にはボランティアの調査回答率および独自の価格調査の結果を記載する。

独自の調査は平和部隊の職員、受入国代表による価格調査か、または入手可能な受入国の統計データに基づいてカンントリーディレクターが行い、ボランティア調査（添付書A）に記載の主要品目をすべて網羅する。独自の調査は諸品目の価格の現地調査を含めてもよいが、価格の傾向がはっきり確認できるようにしなければならない。着後手当ボランティア調査だけで増額を認めてはならない。増額はNS 702の「予算の公式表示」とNS 706の「四半期プラン予算の再検討」に従って出された予算案に含める。

3.2.2. 着後手当の利用。カンントリーディレクターが必要と判断した場合に限り、ストーブ、冷蔵庫、自転車などの物品の購入にあてる分の資金を着後手当に含めることができる。上記の設備機器はすべて現地で利用する。

3.2.3. 着後手当で購入した物品の所有権。着後手当で購入した備品や機器はボランティアの個人的な所有物となる。カンントリーディレクターはボランティアが任務終了時、彼らに適切な機関（例：学校、病院）か他のボランティアまたは平和部隊に、使用可能な状態で寄贈するよう依頼すべきである。

4. ボランティアの生活費

4.1. 方針。平和部隊法第5(a)条に従って、平和部隊ボランティアは海外で効果的かつ安全に任務を果たせるよう、生活費の支給を受ける権利がある。ボランティアは、発展と相互理解は人々が共に生活し、労働するとき最も効果的に達成されるという平和部隊の原理に反せず、任国の人々を基準としてつつましく、ただし健康や安全を損なわないように生活することが重要である。生活費は現地の生活水準と諸経費を基準にすべきである。その結果、国家間だけでなく、ときには国内でもさまざまに額が変わる。この方針から、カンントリーディレクターが支給額を設定する際の権限と指針が決まる。ボランティアの生活

費には連邦の所得税が課税される。(NS 336の「ボランティア生活費と連邦の所得税」を参照)

4.2. 生活費の構成。下記の項目はボランティアの生活費を設定する際の指針である。絶対的なものではないが、ほとんどのボランティアの正当な支出であることを念頭におくべきである。

4.2.1. 住宅。ボランティアの住宅は現地の状況や受入国の人々の住宅と一致させる。実際的で経済的でさえあれば、受入国の国民と共に暮らすための手はずを探り、進めていくべきである。受入先の政府機関が自国の事業計画を支援するために働くボランティアに、住宅か住宅手当を支給することがよくある。その場合は、生活費の額をそれに合わせて下方修正すべきである。

4.2.2. 利益設備。生活費で、必要な利益設備を継続的にまかなえるようにすべきである。

4.2.3. 家事手伝い人。ボランティアは「自分のことは自分で」しているが、現地の習慣で家事手伝いを雇う必要がある場合は、カントリーディレクターは上記の手伝いにあてる金額を生活費に含めることができる。

4.2.4. 家庭用備品。生活費には、石鹸、灯油などの消耗品とシーツやタオルなどの「非耐久財」の補充品の支給を含めるべきである。

4.2.5. 衣類。生活費には、損耗や気候条件を想定して、通常の衣類補充品の支給を含めるべきである。

4.2.6. 食品。生活費は、現地で入手できる食品に最大限依存して栄養のある、変化に富んだ食事ができる額にすべきである。

4.2.7. 休養娯楽。生活費で、ボランティアが現地の手頃な値段の休養娯楽施設を利用できるようにすべきである。

4.2.8. 交通手段。受入国機関は任務上広範囲の旅行を必要とするボランティアに旅行資金を支給することができる。ボランティア生活費は家庭と職場間の移動、医療や歯科治療を受けるための旅行、自転車その他の交通手段の保守整備のための資金が必要な場合、これを含めることができる。

4.2.9. 読み物。生活費で、ボランティアは文庫本、雑誌、新聞などの読み物を購入できるようにすべきである。

4.2.10. 雑費。郵便料金、文具、洗面化粧品などの雑費の額は、生活費の計算

に含めるべきである。

4.3. 支払手続

4.3.1. ボランティア手当の支払い。ボランティア手当は通常、受入国の通貨で支払い、平和部隊ワシントンに現地通貨の価格と同等の米ドルで報告する。国内手当の改定は現地価格で変更を述べ、米ドルに為替レート換算しない。生活費は、事前にレジヨナルディレクターが例外を認めない限り、毎月支払う。カンントリーディレクターと職員は生活費を少なくとも年に一度再検討し、平和部隊法の規定と生活費の意図を確実に合致させるべきである。

4.3.2. 生活費の記録。カンントリーディレクターはボランティアに支給する手当の総額と上記手当の課税分がはっきりわかる手当の記録を保持する責任がある。(NS 236の「ボランティア生活費と連邦の所得税」を参照)。上記の記録は会計年度3年分を保管する。

4.3.3. 生活費調査。下記の調査を行って、生活費の変更の正当性を証明する。

4.3.3.1. 生活費調査。生活費調査の目的は、ボランティアが効果的に任務を果たせるだけの健康と能力を確保するのに必要な物資とサービスの最適量をカンントリーディレクターが判断しやすいようにすることである。国のカンントリーディレクターは少なくとも年に一度、生活費調査を添付書Cに示した書式を使用して行う。最初の調査で重要なのは、ボランティアの生活費と現在の価格をまとめた主要品目の平均的生計費を設定することである。その後の調査は、その生計費の品目ごとの価格変化を追跡するだけでよい。カンントリーディレクターは平均生計費の構成要素を確認するために必要な生計費全体の調査を繰り返すことができる。

4.3.3.2. 独自調査。カンントリーディレクターが生活費の妥当性を判断する際の一助とするため、カンントリーディレクターと職員は独自調査(添付書D)を行う。独自調査は平和部隊の職員、受入国代表、または入手可能な受入国の統計データの価格調査を基準にできる。ボランティア調査の主要品目をすべて網羅すべきである。独自調査は主要品目の価格の現地調査を組み入れることができるが、価格の傾向がはっきり確認できるようにしなければならない。

4.3.4. 増額。カンントリーディレクターは会計年度1年につき10%以下の増額を許可できる。会計年度1年につき10%を超える増額はレジヨナルディレクター

の承認を得なければならない。増額には必ず「年間生活費の分析」（添付書E）による裏付けがなければならない。この書類にはボランティア調査および独自の生活費調査（添付書D）の回答率を表示する。増額は、季節変動と他の一時的な影響を除いた後のボランティア調査および独自調査の結果としての価格上昇を基準とする。ボランティア生活費調査だけをもとにして増額を認めてはならない。

4.3.4.1. 発効日。増額はカンントリーディレクターかレジョナルディレクターが承認すると効力を発する。ただし、カンントリーディレクターは、ボランティア調査の終了から増額の発効日に至る期間の増額承認総額を超えない追加を一度限り許可できる。

4.3.4.2. 臨時の増額。受入国の突然の価格切下げやインフレによる異常な高騰などの状況により現地通貨の購買力が急激に低下し、ボランティアの健康と安全に悪影響をもたらすような緊急事態が起きた場合、カンントリーディレクターは、電信によりレジョナルディレクターに通知後、90日間以下の生活費の臨時増額を許可できる。上昇価格の独自の証明書（添付書D参照）を含む、増額の正当性を示す文書をできるだけ早く、ただし増額の発効日より90日以内にレジョナルディレクターに提出する。レジョナルディレクターが承認した場合、増額は提案された率か、レジョナルディレクターが承認した低い方の率のいずれかに定まる。

注：臨時増額の全額をレジョナルディレクターが裁可しない場合にボランティアに悪影響を及ぼさないようにするため、文書/証明書をもって臨時増額を立証できるようにするのはカンントリーディレクターの仕事である。

4.3.5. ボランティア手当の一部支給。任務終了(COS)ボランティアの支払いは先に調整を行い、生活費が完全にボランティアの勤務日数分だけ支給されているかどうか確認するための最終点検を行う。早期終了の終了日が事前にわかっている場合、最終的な生活費支給の計算をして任務の最終日まで含めるようにすべきである。日付を設定できない場合、終了の電信で支払超過を警告すべきである。（NS 223を参照）

4.3.6. 支払超過。支払超過を正すために、その支払超過を文書にして、ボランティアの「再調整手当口座」から超過分を引き出す許可をボランティアから

得る方法が認められている。PC-447の「平和部隊ボランティアの負債と資産の説明義務」（添付書F）にボランティアが署名し、M/FM/A/VSPSに郵送してこれを行う。カントリーディレクターが承認すると、ボランティアから国内の回収係(Collections Officer)に直接支払うことで支払超過が正される。係はその支払いの領収書を発行する。ボランティア、または再調整手当により回復されない負債や支払超過は、負債として扱われ、NS 577の「請求書作成送付/回収の手續、負債と請求」に従って処理を進める。

4.3.7. ボランティアの負傷者に対する生活費の支払い。負傷者であるが45日以内に任務に戻るボランティアは、国内生活費を継続して受ける。(NS 284の「研修者とボランティアの任務の早期終了」第14章を参照)。この手当の額はボランティアの不在中減額されるが、家賃と利益設備はまかなえるようにしておき、ボランティアが戻ったときにそのサービスを確実に受けられるようにする。緊急休暇の支払いと期間については、NS220の「研修者とボランティアの休暇」を参照。

5. 国内ボランティア手当の支払手續。

5.1. 一括小切手方式の利用。管理担当のアソシエート・ディレクター(Associate Director for Management)が例外を認めない場合を除き、一括小切手方式を利用して、海外のボランティア手当を支払う。一括小切手方式では毎月、ボランティアのグループ宛の一枚の小切手を受入国の銀行や郵便局に発行する。小切手には、支給対象のボランティア、口座番号、各口座の入金額の一覧表を添付する。小切手は必ず銀行か郵便機関の「郵政公社総裁(名前でなく、役職)」を受取人として発行する。個人を受取人として小切手を発行することはまったくない。(第5.1.4.章の第2節参照)。複合支給リストの小切手を個々のボランティアの口座がある銀行以外に入金するという例外的な場合は、個々のボランティアの口座への入金時期と金額に関して、支部が追加確認をしなければならない。

5.1.1. 一括小切手銀行方式の実施。カントリーディレクターは1行以上の受入国銀行か銀行支店にボランティアが口座を開設できるよう手配し、平和部隊がその銀行にボランティアの生活費の小切手を入金する。平和部隊にはボラン

ティア以外に小切手を送金する権限はない。第三者に金が支払われるため、一括小切手方式を実施するためには、各ボランティアから承認書を受ける必要がある。この承認書は添付書Gに示す。手当の小切手が直接個々のボランティアに支払われない場合は必ずこれが必要となる。さらに、一括小切手方式を利用するすべてのカントリーディレクターは、関係銀行との契約書を作成する必要がある。銀行にはそれぞれ自行の個人口座開設手続がある。ただし、契約は「契約の覚書」にあるすべての条項の内容を盛り込まなければならない。カントリーディレクターは契約書作成前に契約の明確性に疑問があればすべて本国のM/IN/Aの会計部長に問い合わせなければならない。カントリーディレクターが契約の覚書（添付書H）の全条項の内容について銀行から承認を得られない場合は、管理担当のアソシエート・ディレクターの承認が必要になる。

5.1.2. 一括小切手郵便為替方式の実施。一括小切手郵便為替方式の利用を希望する各カントリーディレクターは、受入国内郵便機関と郵便為替制度がボランティアに国内手当を支払う唯一の実際的手段であるという確認書を作成しなければならない。確認文書（日付と署名入り）の写しは支部でファイルする。

カントリーディレクターは一括小切手が金融機関（第5.1.1.章を参照）を受取人として発行される場合に利用するのと同じ手続を実施する。一括小切手は郵便機関か郵政公社総裁を受取人として発行し、ボランティア、支給金額、郵便局所在地の一覧表を添付する。小切手が個々のボランティアを受取人として発行されない場合、添付書Gに示した承認書で承認する。

5.1.2.1. 郵便為替の書類。受領した郵便為替と関係書類はすべてNS 192の「記録管理」に述べられている通りに支部で保管しなければならない。

5.1.3. 契約。銀行と郵便機関の契約および改訂の写しは支部でファイルして保管するものとする。

5.1.4. バウチャー作成手続。銀行であろうと郵便機関であろうと、下記の手続により、一括小切手方式の手当支給のバウチャーを作成しなければならない。

○ 添付書Iの複合支給リスト(MPL)を使用しなければならない。バウチャーとMPLの見本は1-4ページに表示してある。この見本は自由選択書式206(旧PS 455)「購入指図書、報告とバウチャーの受領」を使用する。ほとんどの支部はこの書式を使用しているが、SF 1034の「個人以外の購入とサービスのための公式

「バウチャー」を使用する支部もあるかも知れない。どちらの書式も利用できる。ただし、添付書Iに示したのと同じHPLをすべての支部で使うべきである。内部の管理ができるように、すべてのページに番号をつけ、各ページの一番下に各列の小計を入れる。カンントリーディレクターは各ページ小計行の下に頭文字で署名しなければならない。小計は次ページの最初に繰越額を記入する。最終ページの最後に、カンントリーディレクターは下記のことを述べ、署名と日付を入れなければならない。

私は平和部隊ボランティアのリストを再検討しましたが、その氏名に誤りがなく、リストの金額が正しいものであり、かつ各ボランティアに支払われるべきであることを平和部隊規則に従って証明します。

支払いの承認：

署名 _____ 日付 _____

(氏名と役職名)

- 銀行か郵便機関の小切手は「平和部隊ボランティアおよび研修者の預金として(銀行または郵便機関名)に支払われるべき」と記す。
- 別個のバウチャーと複合支給リストは、必要な契約が存在し、かつ別個の小切手が発行されている各金融機関ごとに作成しなければならない。各バウチャーの原本とリストの原本はその後、その金融機関の定例の指示に従って処理される。
- ボランティアへの支払いを適正に行うようにするため、銀行か郵便機関に小切手を入金するのに使用したリストは、小切手の請求を準備するのに使用したリストと合致しなければならない。(第5.1.5.章の複合支給リストの変更手続を参照)
- バウチャーと裏付けのリストが作成されてから、また小切手を米国の出金係(Disbursing Officer)より受け取ってから変更がない場合、カンントリーディレクターはその小切手と、ボランティアの各種口座に預金するため銀行か郵便機関に引き渡されたか、ボランティアに支払うべき郵便為替を通して作成されたリストの写しを入手することになる。確認済み領収書は公式記録および監査再検討のために支部に返却される。

○ リストに名前が洩れていたか、バウチャーの支払い承認を受けた後に新しいボランティアが来る場合、個々の小切手を請求する個別のバウチャーで、またはマニュアル第700条の「定額前渡資金」に規定されている出金の制限範囲内であれば定額前渡資金から、支払いを行わなければならない。いずれにしても、一人以上のボランティアの資金の超過分を別のボランティアの口座に移転することはできない。

5.1.5. 複合支給リストの変更。一括小切手方式はボランティアへの支払超過が不当に流用されないようにすることを意図している。バウチャーと裏付けのリストが作成されてから、また小切手を出金係より受け取ってから変更がある場合（例：ボランティアが早期に終了するか病気で退去するか、金額が間違っているなど）、下記の手続を行わなければならない。

○ 一括小切手の金額がボランティアの口座の貸方に記入される額よりも大きい場合（早期終了、負傷者などのため）、カントリーディレクターは平和部隊と銀行か郵便機関との契約書またはその一部に記載されている変更の覚書を作成し、署名し、日付を書き入れることになる。（添付書Hの1ページの参照事項、4ページの覚書を参照）

カントリーディレクターは小切手、リストの原本の写し、処理のために銀行か郵便機関に引き渡された変更書の原本を有する。契約に従って、銀行か郵便機関は米国財務省を受取人とする過剰分、つまりボランティアの口座には入金されないか、または振り込まれない変更書記載額の**小切手**か郵便為替を発行する。銀行か郵便機関は最初の支払いに利用した平和部隊費の口座の預金として小切手を直接米国大使館出納係に送る。小切手、リスト、変更書が銀行か郵便機関に送達されると、カントリーディレクターは同時に変更書を下記に配布するものとする。

○ 平和部隊支部回収係 - 平和部隊に支払うべき超過額を回収記録簿に記載して受け取る額を確定するため。米国大使館から、資金を銀行か郵便機関から受け取り、かつ適正な口座の貸方に記入されたとの確認を受け取ったら、記録簿に回収されたと注記する。

○ 米国大使館出納係 - 適正な平和部隊の口座に回収の記号を入れるために使用する。

○ 現地または地域の米国大使館予算財務係 (Budget and Fiscal Officer) - 受取口座を開設して回収が適正な口座の貸方に記入されるようにする。

○ 平和部隊ボランティア生活費ファイル - 事務所の記録と監査再検討のため。

○ 個々のボランティアのファイル

回収（入金）の財務コード記号は、対応する月の生活費パウチャーに使用するコード記号と同じでなければならない。

5.1.6. 小切手の管理。NS 780の「定額前渡資金」に特記された手続の他に、小切手の詐欺的行為または紛失を防ぐために下記の手段を講じなければならない。

○ 小切手を受け取る人物が小切手を預けることはできない。

○ すべての小切手は米国政府公認の3段式錠で安全を確保した金庫か戸棚に保管し、「定額前渡資金」とは別にしておくべきである。

○ 施錠した金庫か戸棚を開けることのできる役職別人物リストはカントリーディレクターの承認を受けるものとする。

5.1.7. 会計年度末の小切手の指示。資金をボランティアの口座に確実に分配するために10月1日より前に中央銀行に小切手を入金する必要がある支部もある。平和部隊のジェネラル・カウンセルの決定によると、支払にあてる資金に関連のあるサービスが翌会計年度までなされなくても、支部は、平和部隊が法的に責任を有する生活費その他のボランティア費用の支払に現在の会計年の資金を当ててもよい。支部はファイルのための早期指示を必要とする小切手発行の特別な時間枠を挙げて、早期指示を証明する文書を作成しなければならない。従って、支部は現在年度の資金を次期会計年度の生活費の支払いに当てることができる（つまり、10月と11月もありうる）。支部は現行年度の資金を現行会計年度のまったく必要性がない活動にあてることを認めてはならない。

5.1.8. 調停。内部管理を確立するためにカントリーディレクターは毎月、複合支給リスト原本の金額をとりあげ、変更書に示された変更額を引いて調停を遂行する。結果が預金証書に記載の個々のボランティアの口座の入金額と等しくなるようにする。複合支給リスト原本の額と入金額との差額は支払超過を示すことになる。これに対し小切手が米国財務省を受取人として平和部隊の勘定

分として発行される。米国大使館出納係は変更書の写しと入金証書を平和部隊支部の回収係に返却する。上記文書は調停に使う。カントリーディレクターは、米国大使館出納係に、確実にこれを実行するように手配する。（添付書Iの見本の複合支給リストと調停を参照）

5.2. ボランティア手当の他の支給方式の利用。複数小切手方式など、ボランティア手当の他の支給方式は、管理担当のアソシエート・ディレクターの承認のない限り、使用を禁止されている。状況の正当性の証明と説明を承認請求に添えるべきである。これはレジョナルディレクターを通して提出する。

5.3. ボランティア口座の閉鎖。平和部隊は契約の覚書（添付書H）に述べた通り、ボランティアによって生じた債務を返済することも、前任のボランティアによる銀行または郵便機関負債回収機関として活動することもできない。銀行または郵便機関の口座を閉鎖するのはボランティアの責任である。ただし、医療上の理由で早期終了するなど、ボランティアがそれを行うのが困難な場合がある。こうした状況を未然に防ぐため、カントリーディレクターは金融機関とボランティアが予期せぬ離隊の場合に口座を閉鎖するために行う必要のある手続に関して協議するものとする。カントリーディレクターはボランティアが書式を含む情報を入手できるようにし、求められたときに、ボランティアが必要な措置を取れるようにする。

6. 休暇手当

休暇手当の支払手続はNS 220の「ボランティアと研修者の休暇」に基づき、下記のように述べられている。

休暇手当の支給は通常、生活費の支給と共に扱う。ただし、受入国が自国通貨の変換を禁止している場合、またはその通貨が簡単に任国の通貨に変換できない場合、またはカントリーディレクターがボランティアに別の国の通貨で休暇手当を取得させて旅行計画を進めた方がよいと判断する場合、カントリーディレクターは別の手続を承認できる。この手続では、ボランティア休暇手当は生活費と共に現地通貨では支払われないが、ボランティアが計画の休暇期間を通知すると、一括の累積総額で支払われる。下記の指針はこの代替案を使用する場合に適用されるものとする。

一 支部は十分な時間をとって手当支給のためのバウチャーを個別に計算し、処理できるよう、予告のための時間枠をボランティアに通知しなければならない。

一 その手続はばらばらではなく、すべてのボランティアに関して行わなければならない。現地通貨以外の通貨で小切手を発行してもそれ以上宿泊の変更を許可する訳ではない。(ただし、計画が変更になる場合、小切手は取り消され、新しい小切手が発行される。)

一 この手続は休暇手当の場合のみに行うものとし、手当は法により米ドルで決められる。生活費は引き続き現地通貨で支払われなければならない。

一 硬貨による休暇手当は定期的に(例:毎季、毎月)ではなく、事前の旅行計画の通知に基づいて必要な場合のみ支給するものとする。紛失、盗難または破損した小切手の交換は、財務省が小切手未使用の確認をしたり、財務省が小切手現金化の可能性を調査するなど、多大の時間がかかる。(さらに、90日以上たった小切手は海外の銀行では使用できない。)

レジョナルディレクターと管理担当のアソシエート・ディレクターが事前に書面をもって承認しない限り他の支払方法は認められない。

4. 警護サービス

平和部隊は通常ボランティアの住居または資産の警護サービスの利用または経費負担を奨励していない。ただし、暴動、テロリズム、騒動、または犯罪の頻発している間、平和部隊ボランティアの状況が危険にさらされていると判断した場合、カントリーディレクターはボランティアの住居の120日間以下の警護サービスを認可できる。121日以上1年以下の要求についてはレジョナルディレクターが認可できる。警護サービスの要求は住居の警護が必要な理由を確認する、派遣団長(Chief of Mission)の同意書による裏付けがなければならない。カントリーディレクターは最終計画を行う前に地域保安係(Regional Security Officer)の助言を得るべきである。認可の更新請求も派遣団長の同意をもって確認されなければならない。上記のサービスが認可されると、カントリーディレクターは警護の雇用にあてる特別手当をボランティアに支給できる。または、カントリーディレクターは上記サービスの契約を行うことができる。

8. 世帯主であるボランティア

世帯主 (H0H) ボランティア (年少の子供が平和部隊任務中、受入国内に同居しているボランティア) が効果的に任務を果たせるようにするため、国のカンントリーディレクターは保育 (HS 263の「ボランティアの妊娠」) または子供のための就学前教育費払戻しを認可できる。上記の払戻しは生活費の補足の形をとるか、または認可された支出の領収書を提出すると定期的な払戻しとして支給される。

保育と就学前教育以外の生活費の増加は認可されていない。

8.1. 保育。保育手当はH0Hボランティアが継続して効果的に任務を果たすのに必要と考えられる場合にのみ認可される。非ボランティアである配偶者が家庭外で働いている場合の保育料払戻しの認可はケースバイケースで、また継続して効果的に勤務するという状態のときに評価しなければならない。

保育手当はカンントリーディレクターが設定した率で支払うものとする。サービスの領収書をボランティアから回収して払戻しの【原稿不明】の確証をとるべきである。

8.2. 授業。カンントリーディレクターの推薦で、またレジョナルディレクターの書面による承認により、平和部隊はH0Hボランティアの子供の教育手当を、国務省の統一規則 (Standardized Regulations) (外国地域の政府職員 (Government Civilians, Foreign Areas)) の第216章、第220章により、政府の他の海外駐在員に与えられている同類の手当と同様に支給できる。手当は統一規則の支給額を超えてはならない。カンントリーディレクターは、当該の学校が適正かどうか判断する。学校の選択は統一規則の第216.1章により制限されない。適当な課程が現地で受けられない場合、通信課程 (それのみでも、現地の課程の補習でも) は、費用の総額が統一規則の許容額を超えない限り許可できる。

9. 米国内手当 (添付書Jの現行の手当支給額を参照)

9.1. 休職/病氣休職。「休職」または「病氣休職」状態のボランティアは上記の状態 (添付書Jの9.1.を参照) の間、日割手当を受ける。休職/病氣休職手当は中途滞在地か米国本土の研修地は通常は電信為替で、他の認可地または登録地は政府小切手で支払われ、当該本部事務所に請求される。この手当の額

はボランティアが休職期間中登録地にいるかどうかによって、またはその期間中許可された受け入れ可能な代替住居の手配をしたかどうかによって異なる。

(NS 218の第4.9.2章、4.9.3.章とNES 220の第4.6.2.章を参照)

9.2. 緊急休暇。緊急休暇 (NS 220の「ボランティアの休暇」を参照) 中のボランティアは緊急休暇の日割手当を受ける。海外からの旅行中のボランティアはこの手当を最高で14日間、出発前に支払いを受ける。

9.3. 特別休暇。任務延長に伴い特別休暇を許可されたボランティアは休暇開始時に受入国内で支払われる特別休暇の日割手当を受ける。(NS 220とNS 281の「ボランティアの任務完了/延長、特別休暇を含む」を参照)。

9.4. 負傷者。医療上の理由で米国に避難させられたボランティアは、日割手当を受ける。これは行き先によって額が異なる。いずれにしても食事と宿泊は米国政府か企業 (例: 航空会社と病院) の費用でまかなわれる。ボランティアは最初の3日分の手当を (米国通貨で) 米国への出発前に受入国内で、さらに旅程に応じて規定の旅行手当を受け取る。(下記の第11章参照)。3日間を超える期間の日割手当は医療機関 (H/HS) により払い戻される。ハワイに避難させられたボランティアは最初の7日間プラス旅行手当の日割手当を受けるものとする。これは出発前に受入国内で旅程に従って決められる。

9.5. 米国滞在中のボランティアに支給される他の米国の手当。

ボランティアは日割手当の支給を受ける。この額は食事と宿泊が米国政府か企業 (例: 航空会社および病院) の費用でまかなわれるかどうかにより異なる。この手当は下記の目的に適用する。

- 職務上の途中滞在地。
- 本土研修。
- 相談 (医療、終了、移動、再登録など)
- 休職/病気休職
- 認可されている臨時目的

ワシントンDCに旅行するボランティアについては、最初の3日間のみの手当 (米国通貨) が出発前に支払われる。3日間を超える手当 (および米国にすでにいるボランティアに支給する手当) は当該の本部事務所か途中滞在地または研修スタッフにより支払われる。米国の他の拠点に旅行中のボランティアは、

この国内手当を全期間中、ただし14日間以下、支給される。

9.5.1. 他の旅行手当。

9.5.1.1. 途中滞在地のボランティア日割手当。平和部隊の要請により米国内に途中滞在して支援を行う、海外勤務中のボランティアは食品、宿泊、雑費として平和部隊員に支給される額と同額の日割手当を受ける。

9.5.1.2. 車輛手当。自己の所有する自動車で途中滞在地を行来するボランティアは旅費に当てる車輛手当を受けることができる。（詳しくは、NS 218の「申込者、研修者、ボランティアの旅行」を参照）

10. 第三国と任国の日割手当（添付書Jの現行の額を参照）

平和部隊により米国以外の国に研修、医療の相談か治療、または認可を受けた特別目的のために派遣されたボランティアは下記に述べる手当を受ける。

10.1. 医療上の避難。第三国に医療上の目的で避難させられたボランティアは治療を受ける期間中、標準的な日割手当を受ける。第三国に医療上の避難をさせられたボランティアの治療を受けない期間については、下記の第10.2.章で述べる特別旅行に適用される日割手当を支給される。

10.2. 認可を受けた特別旅行。特別な目的のために、平和部隊の国以外も含む任国または第三国に旅行中のボランティアは下記に述べる日割手当を受ける。

○ 受入国のディレクターにより設定された日割手当の額で、同国を旅行中の平和部隊員に認められた日割手当の15%を超えない額。または

○ 宿泊や食事を含む場合、ワークショップか会議のためとして決定された特別日割手当の100%。

11. 旅行（途上）手当（添付書Jの現行の額を参照）

上記の日割手当に加え、任国と米国または任国と第三国間を旅行するボランティアは宿泊（必要な場合）と移動中の雑費にあてるための旅行手当を受ける。

12. 制限事項

12.1 専門職または学校の試験のための旅行。平和部隊には、将来の雇用または教育の機会を個人的に求める際にボランティアが被る出費を支払う権限はない。従って平和部隊は昇進試験や進級試験を受験するために任国外に旅行する

ボランティアに交通費、日割手当または旅行手当を支給しない。ただし、平和部隊の仕事関連の受験で配属地を離れるボランティアは3日間までの公休をとることができる。3日を超える不在は年次休暇または無給休暇にしなければならない。(NS 220の「ボランティアと研修者の休暇」を参照)

12.2. 制限事項。緊急休暇中のボランティアは旅行期間を除き、連続して14日以上の手当の支給を受けてはならない。レジョナルディレクターは、移動/延長が平和部隊の都合で遅れたボランティアは60日を超えない期間、休職にすることができる。(NS 220の「ボランティアと研修者の休暇」とNS 283の「研修者とボランティアの移動と再赴任、復職、研修者とボランティアの再登録、復職と再登録」を参照)

12.3. 手当の減額。レジョナルディレクターは手当の総額がボランティアの実際の負担額を超えそうな場合、30日を超える期間の手当を減額することができる。

13. 発効日。

本章は発行日に効力を発する。

PC-477

平和部隊ボランティアの負債の証明書と

資産の説明義務

私は下記の例外を除き、以下のことを証明します。

1. 平和部隊の任務中、私は外国で、いかなる個人または（政府、商業、民間その他の）実体に対しても、返済義務を完全に済ませていない借金は負っていません。
2. 私は米国政府および資産を担当していた任国の政府や実体や個人のすべての記録と資産を返却し、説明を行いました。
3. 例外： _____

私は（米国政府発行貯蓄債権を含む）私の「再調整手当口座 (Readjustment Allowance Account)」から上記の第3項に掲げた負債または債務の返済にあてる分の額を引き出す権限を平和部隊に付与します。

(日付)

平和部隊書式 PC-477

(署名)

氏名 _____

【原稿不鮮明】

銀行／郵便機関の権限付与

私、 _____ は平和部隊ボランティアとしての私の任務に関連して、平和部隊法の第5(b)条とその改訂に従って、 _____ (国名) で私に米国から支給される額を私のために受け入れ、かつ私の口座 (番号 _____) に入金する権限を _____ (銀行名または郵便機関名) に付与します。

署名 : _____

(日付)

1. 証人 : _____

(日付)

2. 証人 _____
カントリーディレクター

(日付)

注：証人の一人はカントリーディレクターかその指定人でなければならない。

米国平和部隊と
銀行(名)間の
契約の覚書

(国)の米国平和部隊と銀行(名)は下記の通り契約した。

1. 銀行は(国)に派遣された平和部隊の研修者とボランティアが本店および支店に小切手の口座を開設することを認める。

上記口座を開設するには最低額の残高が必要である。

2. 本契約の両当事者は、開設された上記の口座が個々の研修者またはボランティアの個人口座であることを、また上記の個人のみがその口座のすべての請求について銀行に責任を負うことを了解している。

3. 個々の研修者またはボランティアは、銀行の方針と手続に従い、緊急の際に資金を引き出す別人を書面をもって指名することができる。

4. 平和部隊は上記の口座に課された当座貸越またはいっさいの請求に対して責任を負わない。

5. 平和部隊は、上記の口座に資金を入金する権限を有する。研修者またはボランティアに対する毎月の手当の支払方法は下記の通りとする。

4 ページ中の 1 ページ

A. 平和部隊は(国)(市)にある地域金融センター(Regional Finance Center)の米国出金係(USDO)(U. S. Disbursing Officer)に、銀行を受取人とする一括小切手を発行するよう、またUSDOの銀行(名)口座から資金を振り替えるよう要請する。

B. (1) 平和部隊は研修者やボランティアの氏名、口座番号、銀行(名)の個人口座の貸方に記入される金額のリストを作成する。

(2) 上記の研修者/ボランティアで(国)の他の銀行口座を持っている者については、平和部隊は氏名、銀行名、所在地、口座番号と個人口座の貸方に記入すべき金額のリストを作成する。

銀行(名)は上記銀行に資金を振り替える手配をして翌月の初日に個々の研修者/ボランティアの口座の貸方に記入されるようにする。

(3) 上記の研修者/ボランティアで現地の銀行を利用できない場所に配置された者については、平和部隊は氏名、所在地、支給額のリストを作成する。

銀行(名)は上記金額の郵便為替を購入し、研修者/ボランティアに郵送し、翌月の初日までに研修者/ボランティアが資金を入手できるようにする。

C. 研修者/ボランティアが平和部隊の任務を一括小切手(振替)請求時点から小切手が銀行に呈示される時点(またはUSDOの口座から銀行口座に実際に振替が行われた時点)までの間に終了する場合、平和部隊のディレクターは覚書(本契約書4ページ)をそれぞれの氏名、銀行/支店/所在地、口座番号、最初のリストから減額または削除される金額の一覧を掲げて、送達する。銀行はいかなる場合もリスト原本の記載額を増加したり、リスト原本にない個人口座に入金することはない。

4 ページ中の 2 ページ

D. 銀行は（州、市）米国大使館出納係に、変更の覚書の写しを添えて米国出金係を受取人とする銀行小切手によって、または上記金額をUSD0の銀行（名）口座に振替え、（州、市）の米国大使館の地域の予算および財務係に振替と入金伝票の写しを送付して、この変更の覚書の資金の総額を返却する。

E. いかなる場合も、銀行は上記資金を現金または平和部隊、または平和部隊員、契約業者、ボランティア、研修者に小切手の形で返却することはない。

F. 研修者またはボランティアの（国）の任務終了時に、口座を閉鎖するのはその本人の責任である。

注： 銀行が上記のサービスを平和部隊に無料で提供することに同意しない場合、下記を含む。

G. 平和部隊は銀行（名）に上記サービスの手数料を支払うことに同意する。手数料の額は書面をもって両当事者により同意されるものとし、銀行からの適正な請求書を受領したら支払う。

署名： _____ 日付： _____

役職名： _____

署名： _____ 日付： _____

役職名： 平和部隊ディレクター

4 ページ中の 3 ページ

日付： _____

覚書

宛先：支配人

(銀行名)

(市および国)

発信者：米国平和部隊長

米国平和部隊と銀行(名)との間で 年 月 日に締結された契約の覚書第5-
c条に従い、私は下記にリストを掲げる毎月の手当に下記の調整を行うよう、要
望いたします。

氏名

口座番号

原本リストの金額

入金すべき訂正金額

米国出金係を受取人とする小切手の金額 (またはUSD0の口座に振替)

米国出金係を受取人とする金額 _____ の小切手を作成し、(国、市)の米
国大使館に本覚書の写しと共に小切手をお送り下さい。

または

銀行(名)の米国出金係の口座に _____ を入金し、振替と入金の伝票の写し
を(国、市の)米国大使館、地域の予算財政係(Regional Budget and Fiscal O-
fficer)にお送り下さい。

cc: RB&FO

PC 係

個人PCVファイル

年代順ファイル

銀行ファイル

会計日：

生活費の複合支給リスト

支給期間：

日付：

ボランティアの氏名 (ABC順)	生活費Rs	休暇手当Rs	Mags Rs	総額Rs
小計 (p.2より)	12,288.15	975.90	211.20	13,475.25
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	819.21	65.06	14.08	898.35
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
小計	25,001.04	1,951.80	422.40	27,375.24

カンントリーディレクター (頭文字)

日付

4 ページ中の 3 ページ

生活費の複合支給リスト

支給期間：

日付：

ボランティアの氏名 (ABC順)	生活費Rs	休暇手当Rs	Mags Rs	総額Rs
小計 (p.3より)	25,001.04	1,951.80	422.40	27,375.24
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	890.00	65.06	14.08	969.14
	715.00	65.06	14.08	794.14
総計	17,286.04	2,862.64	619.52	40,768.20

総額 Rs 40,768.20

私は平和部隊ボランティアのリストを再検討しましたが、その氏名に誤りがなく、リストの金額が正しいものであり、各ボランティアに支払われるべきであることを平和部隊規則に従って証明いたします。

カトリック (頭文字)

日付

4 ページ中の 4 ページ

調停

最初の支給リストの額から変更額を差し引いて調停を行う。これは入金証書に記載のボランティアの口座の入金額と同額である。下記に例を示す。

ステップ 1 - 最初の複合支給リスト金額を選ぶ。

例： 40,768.20

ステップ 2 - 早期終了、負傷などに相当する変更額を差し引く。

例： 768.20

40,768.20

768.20

40,000.00

上記金額 (40,000.00) は個々のボランティア口座の入金総額と同額にする。

ステップ 3 - ステップ 2 の額と変更書の額 (768.20)、米国大使館出納係から写しを請求される入金証 (40,000) とを比較する。

ステップ 4 - 超過分 (768.20) と同額であること、または米国財務省を受取人とする小切手に記載されていることを確認する。

現行の手当支給額

MS221 条項	タイプ	金額	条件	参照 MS
9.	米国の手当（詳細はマニュアルの項目参照）		最高60日の休職	218
9.1.	休職/病気休職	\$12.00/日	（休職中の状態はEDか M/MSによってのみ承認）	220 222
	登録地(HOR)	9.5と同額	(CD)	282
	HOR以外			284
9.2	緊急休暇	\$12.00/日	最高14日（旅行期間を除く）、出発前に全額支給	220
	登録地(HOR)	9.5と同額	(CD)	
	HOR以外			
9.3	特別休暇	\$12.00/日	最高30日、出発前に全額支給(CD)	220 281
9.4	負傷者	\$5.00/日	3日、宿泊費含まず、出発前に配属地で支給	222
	a).ワシントンDC内	\$6.00/食事	(CD); 宿泊費と残高をPC/W(M/MS)で支払。	
		+\$32.00/日 宿泊費として		
	b)ワシントンDC外	9.5と同額	3日、出発前に支給(CD)	
	c)ハワイ	\$5.00/日	7日、宿泊費を含まず。	
		\$6.00/食事	出発前に配属地で支給	
		宿泊するPC隊員の日割り手当の+75%(またはMsからの指示による。)	(CD); 宿泊費と残高をPC/W (M/MS) で支払。	

MS221 条項	タイプ	金額	条件	参照 参照
	(b) 宿泊費のみPCの費用でま かなわれる場合 (c) 宿泊費も食費もPCで支給 しない場合 (i) ワシントンDCでは (ii) ワシントンDC以外	\$5.00/日+ \$6.00/食事 \$5.00/日+ \$6.00/食事 さらに 宿泊費として \$32.00/日 (AD/10の承認 があれば許可 された特別目 的のためにPC 隊員に認めら れる最大限度 までの実際の 宿泊費) 宿泊のためPC 隊員に認めら れる最高限度 までの宿泊費		

HS221 条項	タイプ	金額	条件	参照 MS
9.5.1.	<u>他の旅行手当</u>			
9.5.1.1	<u>ボランティアの配属地から 途中宿泊地までの旅行</u>	PC隊員に支給 される最高額		
10.	<u>第三国および任国の手当</u>			
10.1	<u>負傷者</u>			218 222
	<u>入院の場合</u>	\$5.00/日	医療機関の指示による	267
	<u>入院しない場合</u>	下記の10.2.と 同じ		218 222

MS221 条項	タイプ	金額	条件	参照
10.2	<u>認可を受けた他の旅行</u>	<p>受入国のディレクターが国内平和部隊ボランティアのために設定した日割手当 (MS813)、ただし上記のPC隊員に認められる日当の75%を超えない。</p> <p>または</p> <p>宿泊と食事を含む場合、ワークショップが会議に定められた特別日割手当の100%</p>		
11.	<p><u>旅行途中の手当</u></p> <p>目的地が米国および第三国: 負傷者とFC/W相談 負傷者/終了、 移動、再登録等)</p>	<p>日当の代わり</p> <p>\$16,000旅費。</p> <p>必要な寄港が6時間を越える場合、平和部隊員の宿泊費日当の75%を受取る。</p>		222

PCV生活費 国 - FY1990	生活費 月額
ベニン	\$327
ボツワナ	\$237
ブルンディ	\$318
カメルーン	\$372
中央アフリカ共和国	\$375
チャド	\$316
赤道ギニア	\$522
ガボン	\$385
ガーナ	\$185
ギニア	\$148
ギニアビサウ/ケープビアド	\$265
ケニヤ	\$136
レソト	\$161
リベリア	\$170
マラウイ	\$187
マリ	\$308
モーリタニア	\$272
ニジェール	\$295
ルワンダ	\$378
セネガル	\$259
シェラレオネ	\$140
スワジランド	\$183
タンザニア	\$113
ガンビア	\$149
トーゴ	\$302
ザイール	\$194

